

令和3年度

宮城県薬物乱用対策報告書

(令和2年度における薬物乱用対策の実施状況・目標達成状況)

宮城県薬物乱用対策推進本部

目 次

第 1 部 総説	P1
概況	P1
基本目標 1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進	P1
基本目標 2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進	P2
基本目標 3 指導取締り・水際対策の徹底	P3
第 2 部 各種施策の展開と個別目標の達成状況	P5
第 1 章 基本目標 1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進	P5
対策 1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化	P5
【取組 1-1】講演会等による啓発, 麻薬探知犬デモンストレーション	
【取組 1-2】教職員への共通理解の徹底, 生徒保護者への啓発	
【取組 1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用	
【取組 1-4】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成	
【取組 1-5】薬物乱用防止教室の推進	
【取組 1-6】各市町村教育委員会, 県立高校への通知	
【取組 1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用	
【取組 1-8】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発	
関係資料	P12
対策 2 青少年や家庭, 地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進	P14
【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動, 麻薬覚醒剤乱用防止運動の積極的な展開	
【取組 2-2】青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等	
【取組 2-3】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進	
【取組 2-4】PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発	
【取組 2-5】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動	
【取組 2-6】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請	
【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発	
【取組 2-8】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請	
【取組 2-9】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発	
【取組 2-10】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実	
【取組 2-11】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開	
【取組 2-12】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信	
【取組 2-13】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化	
【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布	
関係資料	P22
対策 3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知	P25
【取組 3-1】教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実	
【取組 3-2】教育相談充実事業	
【取組 3-3】県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需	
【取組 3-4】スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業	
関係資料	P28
第 2 章 基本目標 2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進	P29
対策 4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知	P29
【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進	
【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底	
【取組 4-3】少年相談電話の周知と対応の充実	
【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実	

関係資料	P32
対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援等	P34
【取組 5-1】薬物依存に関する研修会等の開催	
【取組 5-2】薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供	
【取組 5-3】薬物事犯対象者の引受人会の充実	
【取組 5-4】刑務所出所者等就労支援事業	
【取組 5-5】立ち直り支援活動の推進	
【取組 5-6】薬物依存者の家族支援の充実	
対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化	P39
【取組 6-1】薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化	
【取組 6-2】在所者に対する薬物乱用防止の啓発	
【取組 6-3】薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携	
【取組 6-4】更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実	
【取組 6-5】薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援	
【取組 6-6】薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化	
関係資料	P42
第3章 基本目標3 指導取締り・水際対策の徹底	P43
対策 7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化	P43
【取組 7-1】麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有	
【取組 7-2】薬物密売組織の実態解明、情報収集及び取締りの徹底	
【取組 7-3】末端乱用者の徹底検挙と環境浄化	
【取組 7-4】暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進	
【取組 7-5】麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪	
【取組 7-6】不正大麻・けし撲滅運動	
【取組 7-7】違法薬物の指導取締り強化	
【取組 7-8】特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化	
【取組 7-9】宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化	
関係資料	P49
対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理	P52
【取組 8-1】麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導	
【取組 8-2】医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供	
関係資料	P54
対策 9 水際対策の徹底	P55
【取組 9-1】出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実	
【取組 9-2】個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施	
【取組 9-3】関係機関の連携強化	
【取組 9-4】漁協等に対する洋上取引等の情報収集、中型監視艇等を活用した取締りの徹底	
【取組 9-5】港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り、貨物検査の強化	
【取組 9-6】航空関係者からの情報収集、不正薬物密輸事件等の分析	
【取組 9-7】海事関係者に対する指導・啓発活動	
宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱	P60
宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱	P62

第1部 総 説

概 況

令和2年における我が国の薬物事犯の検挙人員は14,567人と前年より707人増加し、直近5年間では同水準で推移している。

覚醒剤事犯については、令和2年の検挙人員は8,654人となり、前年に引き続き1万人を下回った。

大麻事犯については、7年連続で増加し、過去最多を更新する5,260人が検挙された。そのうち65%以上にあたる3,511人が30歳未満であり、若年層における乱用拡大が懸念されている。大麻についてはインターネット等において、「有害性がない」「海外では合法化されているから安全」等の誤った情報が氾濫しており、これにより青少年を中心に大麻乱用の裾野が拡大していると推測される。また、危険ドラッグの検挙人員は平成27年以降減少傾向にあるが、これと相関関係にあるのが大麻事犯の増加と考えられている。元々大麻を使っていた人間が、一時的に危険ドラッグへ移行したものの、取締りの強化により、大麻へ回帰したことが一因と言われている。

麻薬・向精神薬事犯については、コカインやMDMAの検挙人員が増加傾向にあるほか、睡眠導入剤等として医療用途で流通している向精神薬に関しては、乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯罪等が見られる。

近年、スマートフォンの普及等により、手軽にインターネットを利用できる環境となったことで、匿名性の高いインターネットを利用した薬物密売が行われるなど密売・購入手法について潜在化や巧妙化がいつそう進行している。

令和2年の本県における薬物事犯による検挙人員は170人と、平成31・令和元年の148人に比べ22人増加している。覚醒剤事犯による検挙人員は100人、大麻事犯による検挙人員は61人であり、平成31年・令和元年のそれぞれ89人、48人に比べて増加している。

このような状況を踏まえ、「薬物乱用のないみやぎ」の実現に向け、県内の各関係機関が連携し宮城県薬物乱用対策推進計画（平成31年3月策定）に掲げる3つの基本目標、9の対策に基づく60の取組を行う必要がある。

本報告書は、宮城県薬物乱用対策推進計画（第5期）の2年目である令和2年度における、各種対策の実施状況等について公表するものである。

基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

県警察本部少年課、同銃器薬物対策課、横浜税関仙台塩釜税関支署、同仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部及び県保健福祉部薬務課では、教育機関等からの要請に基づき講師を派遣することにより、若年層等に対して乱用薬物に関する正しい知識の普及啓発を図った。派遣先は、小学校から大学まで、さらに民間のグループ等多岐にわたっている。

令和2年度の薬物乱用防止教室の開催率は、文部科学省の調査が行われていないため不明であるが、児童・生徒に対する普及啓発が極めて重要であることから、目標の開催率100%に向け様々な施策を行う必要がある。

講師派遣にあたり、薬物乱用防止に関する知識が豊富な人材を幅広く育成する必要がある。東北厚生局麻薬取締部及び県保健福祉部薬務課では、教員、職務上指導的立場にいる者、民間団体に講師を務める者等に対し、資質向上の講演等を行った。その結果、最新の薬物乱用防止に関する情報や薬物乱用防止教室を進行に必要な要点などについて参加者の理解を深めることができた。

対策 2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進

県保健福祉部薬務課では、例年、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを9月に陸上自衛隊仙台駐屯地や、各地区で祭事等の会場や大型ショッピングセンターにおいて実施しており、薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと、声かけ運動や啓発資材の配布等により啓発活動を行っているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施できなかった。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、年末特別警戒の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

県警察本部少年課では、少年警察ボランティア等と連携した街頭補導活動を継続的に実施した。補導した不良行為少年は平成31年・令和元年から1,446人減少した。直近5年では減少傾向にあり、少年が薬物事犯を含む犯罪に手を染めにくい環境の整備が図られている。

仙台保護観察所では、社会を明るくする運動の一環として、青少年をはじめとした地域住民約6,986人に対し、非行・薬物乱用防止教室等の啓発活動を行った。

県環境生活部共同参画社会推進課では、青少年健全育成条例に基づき青少年有害図書類を指定しており、違法薬物の使用を助長する描写が含まれている書籍を3冊、犯罪を誘発するものとして指定した。

対策 3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

宮城労働局では、労働安全衛生法に基づき、有機溶媒を使用している事業者に対して、適正な使用を指導した。

県教育庁では、全公立小中学校（仙台市を除く）及び県立高等学校にスクールカウンセラーを配置するなど、相談体制の充実を図った。また、県総合教育センターに「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。これにより、生徒・保護者・教員からの広範囲にわたる相談を専門家が確実に対応できる体制が整備され、この中で薬物乱用防止対策の役割も果たされている。また、関係機関と連携しながらその環境改善を支援するスクールソーシャルワーカーを市町村教育委員会や一部の県立高等学校に配置した。

基本目標 2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進

対策 4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知

東北厚生局麻薬取締部、県警察本部少年課、同銃器薬物対策課、県保健福祉部精神保健推進室、同精神保健福祉センター及び同薬務課では、各取締機関や行政機関、民間団体等が薬物乱用に係る各種の相談窓口を設置し、広く周知を行うと共に、相談対応を行った。特に、仙台ダルクやアロー萌木等の薬物依存回復訓練施設は、薬物乱用者及びその家族にとって大きく信頼できる窓口となっている。

県保健福祉部精神保健推進室では、依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する助成を行った。

対策 5 薬物乱用者及びその家族への支援等

県保健福祉部精神保健福祉センターでは、薬物関連研修会を開催し、医療法人東北会病院から講師を招き、依存症について学んだ他、依存症回復者をシンポジストとしたシンポジウムを行った。また、薬物依存症当事者支援プログラムを年10回実施した。

仙台保護観察所では、引受人会を集団で4回実施し、延べ37人が参加した。仙台保護観察所の他、仙台ダルク、宮城県精神保健福祉センターを会場とした。

宮城労働局では、矯正施設及び更生保護機関から支援依頼のあった者に対して就労支援を実施し、支援対象者は120名、就職者数は69名であった。

東北厚生局麻薬取締部では、平成23年8月以降、全国の麻薬取締部において初犯者対象の再乱用防止プログラムを実施していたが、令和元年から同プログラムを基礎とした新体制による再乱用防止事業を開始した。

県保健福祉部社会福祉課では、「地域生活定着支援センター」、「日常生活支援センター」を設置し、刑務所等の矯正施設退所予定者等に社会復帰と地域生活への支援を行った。

県保健福祉部精神保健推進室では、依存症治療拠点機関として選定した医療機関にコーディネーターを配置し、依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療への動機付け、心理教育等を実施した。

対策6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化

仙台保護観察所では、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を22回実施した。薬物事犯保護観察官64名が受講し、定着させることができた。担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、保護観察対象者等に対する処遇の充実を図った。

また、「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を9回開催し、関係機関相互のより緊密な連携を図った。相談機関一覧を掲載したリカバリーカードを作成し、構成団体を19団体に拡大させることができた。

仙台少年鑑別所では、入所少年に対し、計画的に薬物に関する視聴覚教材を放送し、感想文を書かせることで薬物の恐ろしさについて啓発した。

基本目標3 指導取締り・水際対策の徹底

対策7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

各取締り機関は、令和2年における県内の覚醒剤事犯検挙人員の57%を占める暴力団関係者の検挙や密売組織の壊滅に向け、取締りを強化している。

県警察本部銃器薬物対策課及び同暴力団対策課では、各種警察活動を通じた情報収集のほか、末端乱用者の検挙を端緒として上部被疑者に対する突き上げ捜査を徹底し、密売組織の実態解明と組織壊滅のための捜査を推進した。

東北厚生局麻薬取締部では、県警と合同捜査を行い、大麻約4kgを押収し、市井に薬物が蔓延することを未然に防ぐとともに、「北海道・東北地区麻薬取締協議会」を書面開催し、管内の検察庁、警察等の関係取締り機関と情報共有し、関係機関との連携、協力の必要性について共通認識が得られた。

県保健福祉部薬務課では、大麻取締法、あへん法等により栽培が禁止されている不正植物の発見・除去を行い、令和2年度において不正大麻は21本、不正けしは10,152本を処分した。大麻については、昨今、全国的に大麻開放論者による大麻栽培者免許申請の相談が相次いでいるため、関係機関と連携の上、適切に対処していく。また、「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」の規定に基づき、知事指定薬物として6物質を指定した。危険ドラッグについては取締りを強化した結果、販売店舗は全滅したものの、インターネット等により流通が潜在化しているため、関係機関との連携を密にしながら、県内への危険ドラッグ等の流入阻止を図る。

対策8 正規流通麻薬等の適正な管理

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料等の適正使用状況を確認するために東北厚生局麻薬取締部と県保健福祉部薬務課が連携し、必要に応じて合同立入検査等を行った。

県保健福祉部薬務課では、薬物四法（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法、あへん法）に基づく免許・許可・指定等業者に対しては、立入検査等により指導・監視を行い、医療用麻薬等の不正ルートへの流出、不正使用及び不正製造の防止に努めている。麻薬業務所に対する年間立入検査実施率は、令和2年度において36.7%であり、目標の35%を上回った。

対策 9 水際対策の徹底

我が国で乱用される薬物については、そのほとんどが海外から密輸されたものであり、違法薬物の類似物質が我が国に流入する事件も発生するなど、海外で流通している未規制物質の流入事例も発生していることから、関係機関が水際対策連絡会議を構成して情報の共有化、効果的な取締り体制を構築し、密接な連携のもと、水際対策の強化に取り組んでいる。

仙台出入国在留管理局では、個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内空海港における旅客便は運航中止となったことから、薬物事犯に係る外国人の上陸拒否事例及び偽変造文書行使事案の発生はなかった。

横浜税関仙台塩釜税関支署では、関係機関との人事交流、密輸入対策会議を開催し、情報の共有を図るとともに、薬物の密輸入を想定した合同訓練を実施した。加えて、不正薬物等の密輸に関する情報提供依頼・不正薬物流入防止を訴えるパンフレット等を漁協関係者等に配布し、税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに、密輸情報の提供依頼を行った。さらに、中型監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

横浜税関仙台空港税関支署では、航空関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い、分析結果に基づいた効果的な水際取締りを実施した。

東北厚生局麻薬取締部では、情報交換や連携の強化を図るため、麻薬取締協議会を书面開催した。

第2部 各種施策の展開と個別目標の達成状況

第1章

基本目標1 啓発強化と薬物乱用未然防止の推進

薬物乱用防止の啓発の充実を図ることにより、青少年等が薬物乱用に手を出さない環境を作り出すことを目的とする。

対策1 学校における薬物乱用防止教育の推進と充実強化

1 個別目標と各種事業

個別目標

- ① 地域の実情や児童生徒等の発達段階を踏まえ、全ての学校で年1回は必ず薬物乱用防止教室を実施する。
- ② 児童・生徒等すべてに薬物乱用「ダメ。ゼッタイ。」の意識を持たせる。
- ③ 覚醒剤、大麻、向精神薬等の有害性・危険性を的確に周知する。
- ④ 薬物乱用防止教育を徹底することにより、未成年者及び20歳代の薬物乱用者を根絶する。
- ⑤ 公立学校だけでなく、私立学校でも薬物乱用防止対策を徹底させる。

各種事業

- 【取組1-1】講演会等による啓発，麻薬探知犬デモンストレーション
- 【取組1-2】教職員への共通理解の徹底，生徒保護者への啓発
- 【取組1-3】薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用
- 【取組1-4】薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成
- 【取組1-5】薬物乱用防止教室の推進
- 【取組1-6】各市町村教育委員会，県立学校への通知
- 【取組1-7】学校警察連絡協議会連絡会議の活用
- 【取組1-8】私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

2 施策の実施状況

【取組 1-1】 講演会等による啓発，麻薬探知犬デモンストレーション

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署，横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

『仙台塩釜税関支署』

教育機関等からの税関業務見学会及び講演等の依頼により，青少年層に対し不正薬物の有害性・危険性について啓発活動を実施する。

『仙台空港税関支署』

薬物乱用の根絶に向け，薬物の危険性を認知していない若年層に対し，麻薬探知犬のデモンストレーションを行って興味を与えながら，薬物の有害性・危険性について啓発する。

【実施結果及び評価・考察】

『仙台塩釜税関支署』

学校からの依頼により，薬物乱用防止講演を実施し，不正薬物の有害性，危険性について啓蒙活動を実施した。

また，講演会の際に麻薬探知犬デモンストレーションを実施し，薬物取締を行っている税関についてのPRをした。

税関の不正薬物に対する取締状況や，不正薬物の使用による有害性，危険性について理解が得られた。今後も依頼に対し積極的に対応する。

『仙台空港税関支署』

新型コロナウイルスの影響により今年度は実施せず。

薬物の危険性を認知していない若年層に対し，薬物の有害性・危険性を啓発することは，薬物乱用根絶に向けた取り組みとしては有効な活動である。

【取組 1-2】 教職員への共通理解の徹底，生徒保護者への啓発

【機関名】 県教育義務教育課，県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

毎年2回，7月と2月に「生徒指導担当指導主事連絡会議」を開催する。各教育事務所の生徒指導担当指導主事に，問題行動等の対策及び薬物乱用防止の指導について共通理解を図る。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

- ・高等学校生徒指導主事連絡協議会
- ・高等学校生徒指導主事研修会
- ・各学校の学校保健計画に薬物乱用防止講話を必ず位置付ける。

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

生徒指導担当指導主事連絡会議では、問題行動等の現状と課題、対策等について共通理解を図り、薬物乱用防止教育を含め指導の徹底を確認した。また、指導主事学校訪問等でも各学校への薬物乱用防止教室の実施について促した。

各種会議において教職員への薬物乱用防止の共通理解を図り、学校における薬物乱用防止教育を継続的に行っていくことができた。各学校が薬物乱用防止教育を徹底するよう、今後も一層の周知を図る必要がある。

<参考>

令和2年度の中高生徒指導連絡協議会の実施状況

※ 事業見直しのため、R2年度から実施せず。

『県教育庁高校教育課』

各種会議の開催により、生徒指導担当教員等に対する薬物乱用防止についての共通理解を図るとともに、各学校において生徒・保護者への啓発を行った。

薬物乱用防止の必要性についての理解を深めることができた。

【取組 1-3】 薬物乱用防止啓発訪問事業の有効活用

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

厚生労働省が実施する薬物乱用防止啓発訪問事業で貸し出しされる、薬物に関するクイズパネルや射的セットは視覚的に分かりやすく、子供達に薬物の恐ろしさを楽しみながら学んでもらえるため、キャンペーン等で積極的に活用する。

【実施結果及び評価・考察】

令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施できなかった。

【取組 1-4】 薬物乱用防止教室講師派遣体制の充実と育成

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県教育庁保健体育安全課、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止教育の推進

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室は、発達段階を踏まえた内容で実施することが、一次的な予防の観点で大変重要視されている。このことから薬物乱用防止教育に関わっている指導者に対して、最新の知識の理解と資質向上を目的として専門家の講演や各学校の実践発表を内容とした講習会を実施する。

『県保健福祉部薬務課』

薬物乱用防止啓発活動を積極的に実施している薬物乱用防止指導員や学校薬剤師等を中心に講師希望者を募り、派遣体制を充実させる。講師は、各機関で開催する研修会等を受講し、知識の向上を図る。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬乱防止教育実施者としての意識及び資質の向上を図るべく、管内各所で、生活指導担当の教員等、職務上指導的立場にいる者達を対象に昨今の薬物情勢や乱用者対策についての講演を管内各所で行い、薬物乱用防止教室を推進する予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、実施できなかった。

過去の同講演では実務経験豊富な職員を講師派遣する等、内容の充実を図り、講演後のアンケート等により受講者達の反応を見たところ概ね好評であった。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教室講師の派遣を行っていることを学校に周知し、開催率の向上について働きかけを行った。

薬物乱用防止教室指導者講習会については、文部科学省の委託事業に該当せず予算がつかなかったため、実施できなかった。

薬物乱用防止教育指導者講習会を単独で開催することは難しい状況のため、今後の工夫が必要である。

『県保健福祉部薬務課』

平成18年度から講師派遣事業を実施しており、各地区で薬物乱用防止指導員や学校薬剤師が実績を残した。特に仙台市内は、仙台市学校薬剤師会が積極的にこの事業に参加貢献しており、地区ごとに担当者が確立され、依頼のあった学校の講師を約90%以上受諾した。

民間団体であるライオンズクラブでは、毎年薬物乱用防止教室の講師を育成するため講師育成講習会を開催しており、依頼に基づき県薬務課職員を講師として派遣する等して、講師の担い手の充実、講師の資質向上を図った。

今後も他の地区でも派遣講師の充実を目指すとともに、県教育庁と協力して派遣講師を利用してもらうように努めるとともに、昨今、中学生や高校生といった未成年が大麻や覚醒剤に係る犯罪で検挙される事例が全国的に散見されることから、報道記事を講習用資料に盛り込むなどして、生徒に薬物乱用問題が身近なことであると感じさせるよう努めることとする。

【取組1-5】 薬物乱用防止教室の推進

【機関名】 県警察本部少年課，県警察本部銃器薬物対策課，県教育庁保健体育安全課，
県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県警察本部少年課』

受動的な薬物乱用防止教室の開催だけではなく、能動的に開催を働きかけ、危険性を理解させるための効果的な広報資料を作成し、活用する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

生徒や学生等に対し、薬物の弊害・害悪について正しい認識を広めるため、薬物乱用防止教室に講師を派遣する。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用防止教教室の実施は、「学校において学校が進める薬物乱用教育の一環として学校保健計画に位置付け、すべての学校で年1回は必ず実施すること」としているため、県立学校及び市町村立学校に実施を呼びかける。

また、管理職による会議等を利用し、年1回は薬物乱用防止教室を完全実施するように依頼するとともに、教科教育との連携により、効果を高めるられるように周知する。

『県保健福祉部薬務課』

学校や団体の希望に合わせて講師を派遣することで、薬物乱用防止教室の開催を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

『県警察本部少年課』

小学校・中学校・高等学校において薬物乱用防止教室を実施した。

県内における少年の薬物事犯の検挙人員は、平成29年及び平成30年中は0人であったが、令和元年中は5人、令和2年は12人と増加に転じていることから、更なる薬物乱用防止対策を推進する必要がある。

<参考>

過去5年の県警で実施した薬物乱用防止教室の開催校数

(小学校, 中学校, 高等学校合わせた校数)

平成28年度	122校
平成29年度	127校
平成30年度	84校
平成31・令和元年度	90校
令和2年度	62校

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物乱用防止広報リーフレットやDVD教材などを活用し、小中学、高校、大学、職場において、薬物乱用防止教室や講話を延べ52回実施した。

若年層に対し、薬物乱用の危険性を認識させたほか、規範意識を醸成した。今後も継続して生活安全部門と連携して講話等を推進する。

『県教育庁保健体育安全課』

薬物乱用教室等は、文部科学省の全国調査に協力し、その結果を元に状況を把握しているが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴う負担軽減の観点から調査が中止されたため、状況が把握出来ていない。

県内における薬物乱用防止を進めるためには、国の対策のみに頼ることなく、県として学校に対する積極的な働きかけが必要となってくる。

教科指導においても教科の横断的な取組みにより、薬物乱用防止に対する意識を高め、健康で文化的な生活を営むために必要な指導を展開できることから、指導者に薬物乱用防止教育と関連付けた教育観を持たせるように働きかける必要がある。

『県保健福祉部薬務課』

令和2年度は、学校薬剤師、薬物乱用防止指導員、保健所担当職員などを講師として派遣した学校数は292校、薬物乱用防止教室の受講者は22,191人であり、高い派遣数を維持している。薬物乱用防止教室講師派遣事業について、ホームページや保健所等の関係機関による地道な周知活動が功を奏し、講師派遣学校数が増加したものと考えられる。

今後も、関係機関と連携しながら、各地区の教育委員会に対し、より一層の認知度の向上及び講師派遣にかかる手順等の周知徹底を図り、薬物乱用防止教室の開催を支援していくこととする。

		小学校	中学校	高等学校	その他	合計
派遣学校数 (校)	H28年度	163	56	45	6	270
	H29年度	184	62	43	3	292
	H30年度	182	83	41	7	313
	H31・R1年度	192	59	51	1	303
	R2年度	171	65	43	13	292
受講者数 (人)	H28年度	8,412	7,135	9,385	335	25,267
	H29年度	8,587	10,111	9,841	93	28,632
	H30年度	8,996	10,468	9,844	193	29,501
	H31・R1年度	9,477	7,578	11,060	10	28,125
	R2年度	7,056	5,311	9,448	376	22,191

薬物乱用防止教室講師派遣実績（県保健福祉部薬務課関係分）

【取組1-6】 各市町村教育委員会、県立学校への通知

【機関名】 県教育庁義務教育課、県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

薬物乱用については、長期休業中に児童・生徒が巻き込まれる可能性が高いため、学校の長期休業前に「長期休業中の生徒指導について」を通知し、薬物乱用防止の徹底を周知する。

『県教育庁高校教育課』

薬物乱用防止の徹底についての周知

長期休業（夏季休業・冬季休業）前に、各市町村教育委員会、県立高校への通知

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

各市町村教育委員会に対し、「長期休業中の生徒指導について」の通知を長期休業前に発出し、薬物乱用防止の徹底について解説を加え、周知した。

長期休業前に通知したことで、各学校では、児童・生徒及び保護者に薬物乱用防止について周知することができた。

『県教育庁高校教育課』

通知文書により、教員や生徒、保護者に対する薬物乱用防止の徹底を図った。
各学校における薬物乱用防止教育を継続的に行うことができた。

【取組 1-7】 学校警察連絡協議会連絡会議の活用

【機関名】 県教育庁義務教育課

【事業の概要】

年2回の学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する情報の共有を図り、学校での薬物乱用防止教育を推進する。

【実施結果及び評価・考察】

学校警察連絡協議会連絡会議において、薬物乱用防止に関する啓発資料を配布し、情報の共有を図った。また、県内25地区の学校警察連絡協議会議でも薬物使用の状況、薬物乱用防止について周知を行った。

平成14年度に締結された、学校と警察の連携による「みやぎ児童生徒サポート制度」の周知と、警察との更なる連携による、薬物乱用に関する情報共有をこれからも進めていく必要がある。

【取組 1-8】 私立学校に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 県総務部私学・公益法人課

【事業の概要】

私立小・中・高等学校等に対し薬物の乱用防止と薬物乱用防止教室開催の必要性等を周知するとともに、薬物乱用に繋がりにくい問題行動や心の問題に対応できる相談体制の整備を図る。

【実施結果及び評価・考察】

文部科学省作成の薬物乱用防止に係る通知等を周知するとともに、スクールカウンセラーを配置する私立小・中・高等学校に対して補助し、学校の取組を支援した。

スクールカウンセラーと教員が生徒に関する問題を情報交換することで、学校として適切に指導・対応できることが見込まれる。

3 関係資料

表 1-1-1 本県における薬物乱用防止教室の開催状況

	H28			H29			H30		
	学校数	開催校数	開催率	学校数	開催校数	開催率	学校数	開催校数	開催率
小学校	389	319	82.0%	385	341	88.6%	375	328	87.5%
中学校	210	176	83.8%	209	188	90.0%	205	190	92.7%
高等学校	87	73	83.9%	87	78	89.7%	86	76	88.4%
中等教育学校	2	1	50.0%	2	1	50.0%	2	1	50.0%
義務教育学校							1	1	100.0%
合計	688	569	82.7%	683	608	89.0%	669	596	89.1%
全国平均	-	-	82.5%	-	-	83.5%	-	-	83.2%

	H31・R1			R2		
	学校数	開催校数	開催率	学校数	開催校数	開催率
小学校	374	324	86.6%			
中学校	205	179	87.3%			
高等学校	87	77	88.5%			
中等教育学校	2	1	50.0%			
義務教育学校	1	1	100.0%			
合計	669	582	87.0			
全国平均	-	-	-			

出典：県教育庁保健体育安全課

※ 令和2年は文部科学省の調査が行われていないため不明。

表 1-1-2 薬物乱用防止教室講師を対象とした講習会の開催状況

年度	参加人数	内 容
H28	94 名	(1) 講義「薬物乱用の現状と薬物乱用防止教室」 (宮城県保健福祉部薬務課 監視麻薬班 技師) (2) 実践発表「中学校における喫煙、飲酒、薬物乱用防止教育の進め方 ～自己肯定感を高め、適切な意志決定や行動選択ができる生徒の育成をめざして～」 (大河原町立金ヶ瀬中学校 養護教諭) (3) 研究協議「学校における薬物乱用防止教育の進め方と課題」 (指導助言：一般社団法人宮城県薬剤師会 常任理事) (4) 講義「薬物乱用の病態から薬物乱用防止教室を考える」 (神奈川県立精神医療センター 専門医療部長)
H29	448 名	(1) 説明「薬物乱用防止五か年戦略における薬物乱用防止教室の位置付けと必要性」 講師：文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官 小出彰宏 氏 (2) 講演「依存症の病態と薬物乱用防止教育のあり方」 講師：地方独立行政法人神奈川県立病院機構神奈川県立精神医療センター専門医療部長 小林桜児 氏 (3) 講演「青少年における薬物乱用の現状と薬物乱用防止教育の必要性」 講師：東京薬科大学 教授 北垣邦彦 氏 (4) シンポジウムテーマ「学校・家庭・地域が連携した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育～多様化 する薬物乱用問題に対応するために～」 コーディネーター：東京薬科大学教授 北垣邦彦 氏 シンポジスト：大崎市立古川中学校校長 鈴木文也 氏 宮城県薬剤師会 常任理事 北村哲治 氏 オブザーバー：神奈川県立精神医療センター専門医療部長 小林桜児 氏 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課健康教育調査官 小出彰宏 氏
H30	78 名	「薬物乱用防止教室指導者講習会」 (1) 講義 1：「薬物乱用の現状と薬物乱用防止教室講師派遣事業について」 (宮城県保健福祉部薬務課 監視麻薬班 技師) (2) 実践発表：「学校における薬物乱用防止啓発の取組」 塩竈市立浦戸中学校養護教諭 梶原千紘 氏 (3) 話題提供：「水際対策における税関の役割」 横浜税関仙台塩釜税関支署総務課課長 小林憲勇喜 氏 「麻薬探知犬による麻薬探知デモンストレーション」 横浜税関監視部麻薬探知犬管理センター仙台事務所 (4) 講義 2：「嗜癖問題と早期対応について」 医療法人東北会東北会病院院長 石川達 氏
H31 R1	-	※ 未実施
R2	-	※ 未実施

出典：県教育庁保健体育安全課

※ 参加者：小学校，中学校，高等学校，特別支援学校の教職員，学校医，学校薬剤師，
 警察職員，保健福祉関係職員，環境生活関係職員，薬物乱用防止指導員 ほか

対策2 青少年や家庭、地域住民に対する薬物乱用防止や多様化する乱用薬物啓発の推進

1 個別目標と各種事業

個別目標
<ul style="list-style-type: none">① 各種街頭キャンペーン等を通じて青少年、家庭、地域住民に対し、薬物乱用防止に関する啓発を行う。② 有職、無職少年を重点的な対象として、労働関係機関において積極的な啓発を実施する。③ 保護者に対する薬物乱用防止に関する啓発をより一層図っていき、各家庭において、保護者と子どもたちとの間で薬物乱用防止に関するコミュニケーションが図られるようにする。④ 毎年度、薬物乱用防止指導員が、集会・会合・祭事等を通じてパンフレット等の配布や薬物乱用防止の講義を延べ5万人に対して行う。⑤ 各種広報媒体を効果的に活用し、「違法薬物等は、買わない、使わない、かかわらない。」を浸透させる。
各種事業
<ul style="list-style-type: none">【取組 2-1】「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬覚醒剤乱用防止運動の積極的な展開【取組 2-2】青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等【取組 2-3】少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進【取組 2-4】PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発【取組 2-5】宮城県薬物乱用防止指導員による啓発活動【取組 2-6】ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請【取組 2-7】不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発【取組 2-8】宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請【取組 2-9】社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発【取組 2-10】労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実【取組 2-11】「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開【取組 2-12】薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信【取組 2-13】多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化【取組 2-14】消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布

2 施策の実施状況

【取組 2-1】 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動，麻薬覚醒剤乱用防止運動の積極的な展開

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部，県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』
薬物乱用防止大会の開催

『県保健福祉部薬務課』

本運動は，官民一体となり，国民の薬物乱用問題に対する認識を高め，併せて「国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を図り，国内外における薬物乱用防止に資するために行うものである。

6月から9月にかけての「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間や10月から11月にかけての麻薬覚醒剤乱用防止運動実施期間に合わせて，県内の若年層や青少年が集まる場において，高校生ボランティア，薬物乱用防止指導員等が知識の普及啓発に関するチラシの配布，声掛け運動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

秋田県秋田市において，北海道・東北管内の薬物乱用防止大会を開催予定であったが，新型コロナウイルス感染症蔓延の状況を踏まえ，感染拡大防止のため開催を中止した。

薬物問題の根絶には，国民の意識向上が不可欠であり，より積極的・効果的に運動を展開する必要がある。

『県保健福祉部薬務課』

例年夏に陸上自衛隊仙台駐屯地で宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーンを実施し，県内各地の薬物乱用防止指導員や高校生ボランティア等の協力のもと，未就学児，小学生，中学生，高校生，20歳代から30歳代を中心とした来場者に対して声掛け運動や啓発資材の配布などを実施するとともに，株式会社小学館集英社プロダクションから貸し出される薬物乱用防止クイズパネルや射的セットを利用しながら，小学校の児童にも薬物に関する知識を身につけてもらうなど，効果的な啓発活動を実施しているが，新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から全ての地区で中止となった。

他にも県内の各地区において，地元の夏まつり会場や大型施設で「ダメ。ゼッタイ。」普及運動を実施し，国連支援募金活動や資材の配布等を行っているが，新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から全ての地区で中止となった。

しかしながら，新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑み，10月から11月にかけての麻薬・覚醒剤乱用防止運動実施期間中，一部の地区でイベントを実施することができた。

【取組 2-2】 青少年健全育成条例に基づく有害図書類指定等による環境整備等

【機関名】 県環境生活部共同参画社会推進課

【事業の概要】

店頭で一般販売されている書籍の中には、違法薬物の乱用を助長する描写が含まれているものもあるが、書店等への立入調査を通じて同書籍の発見に努め、条例に基づき青少年有害図書類に指定することで、青少年に対する販売、閲覧を防止する。

【実施結果及び評価・考察】

令和2年度に違法薬物の使用等を助長する描写が含まれている書籍3冊を有害図書類として指定した。

指定要件が「誘発」となっており、厳密な解釈が求められるため、指定数は3冊になった。

今後も青少年を取り巻く有害環境浄化を図るため、薬物関連図書類の指定を適切に行っていく。

【取組 2-3】 少年警察ボランティアと協働した街頭活動の推進

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

少年警察ボランティアとの連携を強化しながら、少年やその保護者への広報啓発活動を実施する。

【実施結果及び評価・考察】

各警察署において、少年警察ボランティア等と協働した街頭補導活動及び広報啓発活動を推進した。

県民に対して広く薬物乱用の危険性について広報し、意識の醸成を図った。

<参考>

過去5年の街頭補導等により補導した不良行為少年数（少年警察ボランティアと連携したものを含める）

平成28年	5,769人（うち薬物乱用1人）
平成29年	5,615人（うち薬物乱用1人）
平成30年	4,684人（うち薬物乱用1人）
平成31・令和元年	4,855人（うち薬物乱用1人）
令和2年	3,409人（うち薬物乱用0人）

【取組 2-4】 PTA に対する研修会等を利用した保護者への啓発

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

高P連（高等学校PTA連合会）をとおして、新入生と保護者へ薬物乱用防止の小冊子を配布する。（全国高P連事業として実施）

県PTA総会にて、保護者への啓発を図る。

【実施結果及び評価・考察】

コロナ禍において例年通りの形態を取ることができず、可能な範囲で年度当初に生徒と保護者へ同時に周知するにとどまった。

県内各小中高等学校のPTA会長等が一同に集まる機会（コロナ禍における縮小開催）を捉え、啓発活動を行うことにより、各所属校において同様の啓発をすることにより広がりが見られた。

目標の概ねは達成できた。SNS等の発達により、様々な薬物の情報が容易に入手できる状況は年々増加傾向にあることから、引き続き啓発を図る必要がある。

【取組 2-5】 宮城県薬物乱用防止指導員等による啓発活動

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用防止キャンペーンの実施

『県保健福祉部薬務課』

地域に根ざした薬物乱用防止啓発活動を展開していくため、昭和54年度から薬物乱用防止指導員制度が発足された。薬物乱用防止指導員を県内10地区に配置し、各地区で薬物乱用防止のための啓発・指導を行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

若年層を対象とした薬乱防止キャンペーン活動を実施し、啓発に努める予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催できなかった。

従業員の若年層比率が高い事業所等では、職場単位での啓発活動も有効と思料する。

『県保健福祉部薬務課』

266名（令和2年4月1日現在）の薬物乱用防止指導員を県内10地区に配置し、団体活動や個人活動により薬物乱用防止啓発活動を行った。

例年、団体活動として、児童生徒が夏休み期間となる7月、8月の各地区夏祭りや大型ショッピングセンター等の敷地内で、国連支援募金活動及び啓発資材の配布などを実施しているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から全ての地区で中止となった。

また、例年、宮城県「ダメ。ゼッタイ。」普及運動キャンペーン期間中延べ10日程度、

県内各市町において、薬物乱用防止指導員、ヤングボランティア、ライオンズ・ロータリークラブ会員等に啓発を行っているが、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から全ての地区で中止となった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の蔓延状況を鑑み、10月から11月にかけての麻薬覚醒剤乱用防止運動実施期間中、一部の地区でイベントを実施することができた。

薬物乱用防止指導員を中心とした地域活動が着実に行われている。この草の根活動により薬物根絶意識の醸成を図ることが重要である。現在のところ、薬物乱用防止指導員の活動としては、地域でのパンフレット配布が主要なものになっているが、今後、薬物乱用防止指導員を薬物乱用防止教室の講師として派遣する機会が増えるよう、各種団体主催の研修会等に参加を促す取組みも行う。

さらに、県では薬物に関する知識の習得と指導員の相互の情報交換のため、保健所毎に薬物乱用防止指導員研修会を年1回以上開催し、指導員の資質向上を図っていく。

【取組 2-6】 ガールスカウト及びボーイスカウトへの協力要請

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

各種イベント等で、啓発のチラシやティッシュなどを配布する。
PRのパレードに参加するなどの啓発活動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

コロナ禍において、ほとんどの事業やイベントが中止や参加不可となったため、啓発チラシ等の配布等はできなかったため、県連盟内での普及啓発に留まった。

目標の一部は達成できた。対面でのイベントが可能となった場合は、感染対策を十分に取った上で普及啓発を図りたい。

【取組 2-7】 不正薬物の取締強化期間における報道機関等での啓発

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

「年末特別警戒」において、報道機関等に対し当該取締強化期間の周知及び密輸情報の提供依頼についての報道を依頼する。

『横浜税関仙台空港税関支署』

税関における不正薬物の取締強化月間等において、関係機関及び一般層に対して、薬物取締の必要性及び協力依頼等を啓発する。

【実施結果及び評価・考察】

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

年末特別警戒の実施について、報道機関等を通じ広く国民に啓発を促した。

税関の不正薬物に対する取締りや、不正薬物が社会へ及ぼす影響等について、報道機関等を通じ、広く国民に啓発していく。

『横浜税関仙台空港税関支署』

「薬物銃器取締強化期間」及び「年末特別警戒」において、関係機関及び一般層に対して、リーフレット等により薬物取締りの必要性及び協力依頼等を啓発した。

薬物乱用を防止するには、薬物の取締りの必要性及び協力依頼等を広く国民に理解を求めることは重要な取り組みである。

【取組 2-8】 宮城県青年団連絡協議会への薬物乱用防止啓発活動の要請

【機関名】 県教育庁生涯学習課

【事業の概要】

県青年団連絡協議会定期大会や県青年文化祭及び県青年体育大会等において、薬物乱用防止対策についての啓発活動を行う。

【実施結果及び評価・考察】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、中止（県青年体育大会）や動画配信（県青年文化祭）、書面開催（県青年団連絡協議会定期大会）となったため、実行委員会や県青年団連絡協議会理事会など、限られた機会における啓発活動となった。

目標の一部は達成できた。対面での啓発活動が難しい場合は、オンライン等を活用することで啓発活動の充実化を図りたい。

【取組 2-9】 社会を明るくする運動等での薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

毎年7月を強調月間としている“社会を明るくする運動”の行事の一つとして、青少年に対する薬物乱用防止教室を県内各地で実施する。

【実施結果及び評価・考察】

“社会を明るくする運動”の行事の一つとして青少年に対して薬物乱用防止教室等を実施し、6,986名が参加した。

薬物指導の強化により、参加者が前年度比で約1,400名増加した。引き続き、“社会を明るくする運動”において青少年や青少年育成団体等に対し、薬物乱用防止のための指導方法等についての広報啓発活動を積極的に展開し、推進したい。

参加者：平成 28 年度	1,530 人
平成 29 年度	2,954 人
平成 30 年度	3,554 人
平成 31・令和元年度	5,496 人
令和 2 年度	6,986 人

【取組 2-10】 労働関係機関における有職・無職少年を対象とした薬物乱用防止啓発の充実

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

労働基準監督署、ハローワーク等において、薬物乱用防止啓発のポスター掲示により啓発を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内に設置されている労働基準監督署5カ所、ハローワーク（出張所含む）10カ所の他、出先機関等において、薬物乱用防止啓発のポスター掲示を行った。
特段の問題は認められない。

【取組 2-11】 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」等の積極的な展開

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

青少年の非行・被害防止全国強調月間等を念頭に、関係団体等と連携した薬物乱用防止キャンペーン等を積極的に展開する。

【実施結果及び評価・考察】

関係機関・団体との研修会、街頭補導、キャンペーン活動、薬物乱用防止教室等を積極的に展開し、少年の非行防止・犯罪被害防止を図った。
今後も、各種月間等の実施期間中を中心に広報啓発活動を積極的に展開する。

【取組 2-12】 薬物乱用防止にかかる効果的な情報発信

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

実例を踏まえた効果的な情報発信を行い、薬物乱用の有害性を強く認識させるとともに、健康被害事例の情報提供や薬物乱用防止広報車を活用した情報発信を行う。

【実施結果及び評価・考察】

各警察署において、各種行事の開催に合わせて広報を実施し、多くの少年に対し、効果的な情報発信を行った。また、デザイン専門学校と協働してポスターを作成し、県内の若者の集まるカラオケ店や専門学校などに掲示した。

今後も、様々な機会を捉えて、広報資材を有効活用した少年の薬物乱用防止にかかる情報発信活動を推進する。

【取組 2-13】 多様化する違法薬物情報の積極的周知の強化

【機関名】 県警察本部銃器薬物対策課，県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県警察本部銃器薬物対策課』

各種広報媒体を活用し，多様化する違法薬物の危険性等を積極的に周知する。

『県保健福祉部薬務課』

ホームページや報道機関を通じて危険ドラッグの危険性等について，啓発を実施していくとともに，より効果的な広報媒体を模索しながら，関係機関と協力し積極的な周知活動を展開する。

【実施結果及び評価・考察】

『県警察本部銃器薬物対策課』

販売店一掃につき，危険ドラッグの事案発生は無かったものの，大麻リキッド，大麻ワックス等従来とは異なる形態の違法薬物が摘発されたため，同種薬物の有害性・危険性についてラジオ放送・県警ホームページ等により広報活動を実施した。

あらゆる違法薬物の危険性や有害性を具体的に説明するなど，正しい知識の普及に努める。

『県保健福祉部薬務課』

薬務課のホームページ内に開設している「危険ドラッグは身体と人格を破壊します。」と題した特設ページにおいて，危険ドラッグについての基礎知識や，危険ドラッグ乱用に対する県の取組み等を公開した。

また，危険ドラッグを含む乱用薬物についてのクイズゲームを作成し，ホームページに公開，誰でもダウンロード活用可とし，特に小中学校の授業で積極的に使用してもらえよう，教育関係者が集まる研修会で呼びかけを行った。

今後も，危険ドラッグを含む多様化する違法薬物情報の積極的な周知強化に取り組む。

【取組 2-14】 消費生活センターでの啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配布

【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課

【事業の概要】

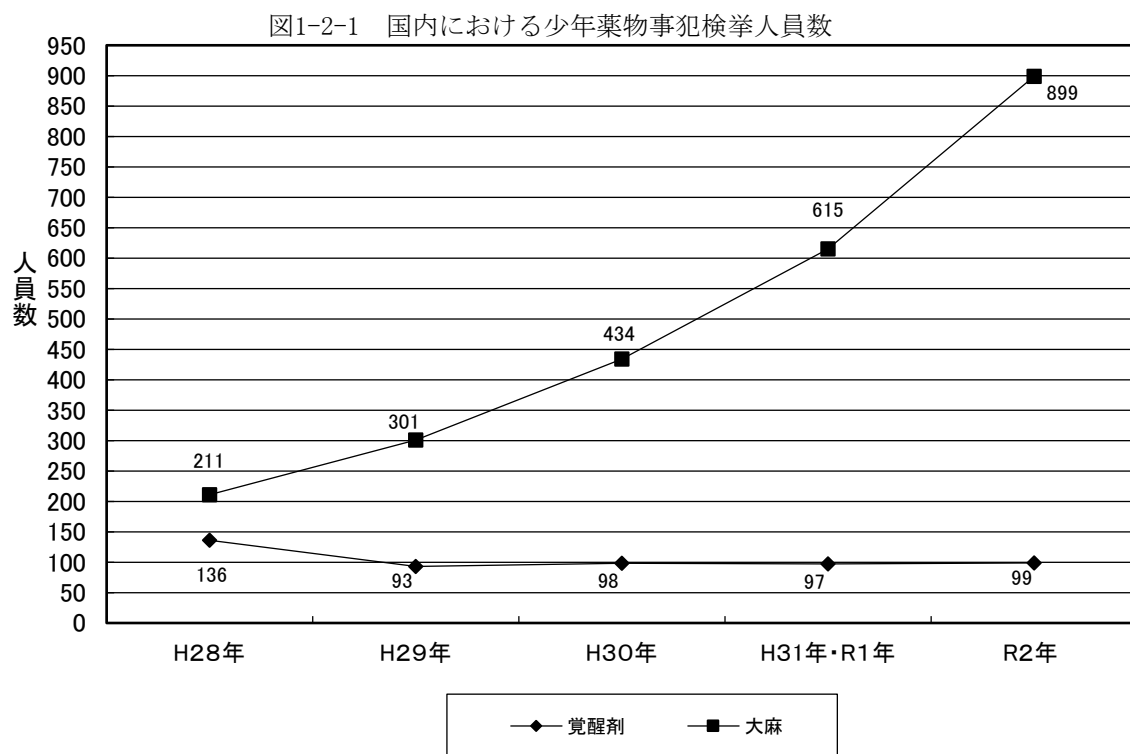
県民への啓発を図るため，消費生活センター内に啓発ポスターを掲示し，啓発用チラシを出前講座や同センター内で配架等により配布する。

【実施結果及び評価・考察】

消費生活センター内において，啓発ポスターの掲示及び啓発チラシの配架等により，県民へ薬物乱用防止の啓発を行った。

今後も消費生活センター内において啓発ポスターの掲示や啓発チラシの配架を行うことにより，県民への薬物乱用防止の機会となるよう努める。

3 関係資料



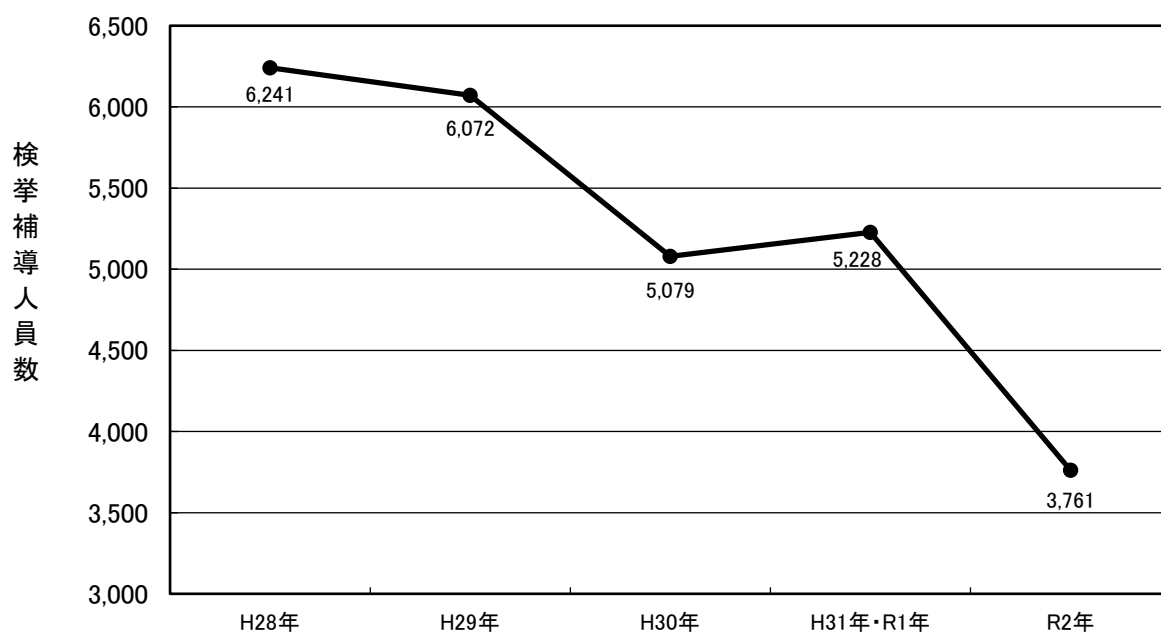
出典：警察庁，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 1-2-1 県内における少年薬物事犯検挙人員数

区 分	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
大麻取締法違反	1	0	0	3	12
覚醒剤取締法違反	0	0	0	1	0
医薬品医療機器等法違反	1	0	0	0	0
毒物及び劇物取締法違反	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	1	0
計	2	0	0	5	12

出典：県警察本部少年課

図1-2-2 県内の非行少年等検挙・補導状況



出典：県警察本部少年課

表 1-2-2 非行少年等の検挙・補導状況(人)

	非行少年等総数	計	非行少年							不良行為少年
			刑法			特別法			ぐ犯少年	
			刑法犯少年	触法少年(刑法)	小計	特別法犯少年	触法少年(特別法)	小計		
H28年	6,241	472	344	60	404	49	1	50	18	5,769
H29年	6,072	457	332	58	390	49	1	50	17	5,615
H30年	5,079	395	264	63	327	44	13	57	11	4,684
H31・R1年	5,228	373	245	57	302	59	7	66	5	4,855
R2年	3,761	352	226	50	276	67	8	75	1	3,409
最近5年間の平均	5,276	410	282	58	340	54	6	60	10	4,866

出典：県警察本部少年課

- ※1 非行少年：犯罪少年，触法少年及びぐ犯少年
- ※2 犯罪少年：14歳以上で犯罪を犯した少年
- ※3 触法少年：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- ※4 刑法犯少年：刑法に触れる行為をした犯罪少年
- ※5 特別法犯少年：刑法以外の刑罰法令に違反した犯罪少年（交通法令違反を除く）
- ※6 ぐ犯少年：保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど，一定の理由があって，その性格又は環境から判断して，将来，罪を犯し，又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- ※7 不良行為少年：非行少年には該当しないが，飲酒，喫煙，深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- ※8 非行少年等：非行少年及び不良行為少年

表 1-2-3 宮城県薬物乱用防止指導員の活動状況

年度	パンフレット等の配布	DVD・ビデオの上映	集会・会合での話し合い	パネルの展示	ポスターの掲示
H28	382 回 30,908 人	39 回 3,422 人	178 回 4,437 人	36 回	571 枚
H29	349 回 29,049 人	25 回 3,534 人	206 回 6,779 人	42 回	544 枚
H30	398 回 26,311 人	21 回 3,144 人	163 回 3,687 人	30 回	639 枚
H31・R1	344 回 22,316 人	27 回 4,401 人	146 回 3,345 人	30 回	632 枚
R2	196 回 6,291 人	17 回 1,351 人	84 回 2,228 人	5 回	459 枚

出典：県保健福祉部薬務課

対策3 薬物乱用未然防止のための相談体制の充実強化と周知

1 個別目標と各種事業

個別目標
教育機関において専門人員等を確保し、児童生徒やその保護者からの相談に応ずる体制を拡充させる。
各種事業
【取組 3-1】 教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実 【取組 3-2】 教育相談充実事業 【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需 【取組 3-4】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

2 施策の実施状況

【取組 3-1】 教育機関・相談機関における相談・指導体制の充実 【機関名】 宮城労働局 【事業の概要】 労働安全衛生法に基づき、有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用を指導する。 【実施結果及び評価・考察】 有機溶剤を使用している事業者に対して、適正な使用を指導した。 特段の問題は認められない。
【取組 3-2】 教育相談充実事業 【機関名】 県教育庁義務教育課 【事業の概要】 児童生徒への心のケアや、問題を抱える児童生徒への支援及び問題行動等の未然防止・早期対応のために、教育相談、支援体制の一層の整備・充実を図る。

【実施結果及び評価・考察】

スクールカウンセラーを全小中学校へ配置・派遣することで、児童生徒や保護者の相談に対応することができた。また、全ての教育事務所へ専門カウンセラーを年間 70 回程度配置することができた。

事務所専門カウンセラーにスーパーバイズ機能を持たせ、スクールカウンセラーの資質の向上を図り、相談体制の充実を図ることができた。

【取組 3-3】 県総合教育センターにおける児童生徒や保護者からの相談への応需

【機関名】 県教育庁高校教育課

【事業の概要】 児童生徒や保護者からの相談の応需

児童生徒や保護者からの相談の応需

県総合教育センター内に「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」を設置し、来所相談及び電話相談に対応

【実施結果及び評価・考察】

臨床心理士及び電話相談員が面接又は電話による専門的教育相談活動を行った。

- ・ 来所相談 540 件
 - ・ 電話相談 1,161 件
- 計 1,701 件

「不登校・発達支援相談室（りんくるみやぎ）」では、教育に関わる広範囲の相談に応じている。薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

【取組 3-4】 スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー活用事業

【機関名】 県教育庁義務教育課，県教育庁高校教育課

【事業の概要】

『県教育庁義務教育課』

児童・生徒，保護者，教職員の相談業務を行うため，スクールカウンセラーの県内全ての公立小中学校への配置・派遣，専門カウンセラーの全教育事務所への配置をする。また，教育と福祉の両面に関して，専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを希望する市町村教育委員会に配置する。

『県教育庁高校教育課』

生徒，保護者，教職員の相談への応需

- ・ スクールカウンセラーの配置
 - すべての県立高校に配置
 - 72 校に 56 人
- ・ スクールソーシャルワーカーの配置

県立高校 41 校に 18 人配置

配置校以外の学校にも各校の要請に応じて，派遣する体制を整備

【実施結果及び評価・考察】

『県教育庁義務教育課』

スクールカウンセラーの配置については、仙台市を除く全公立小学校 249 校，公立中学校 133 校，義務教育学校 1 校に配置・派遣した。公立小学校 1 校当たりの年間派遣日数は，25 日程度であり，公立中学校 1 校当たりの年間派遣日数は，39 日程度であった。

公募によりスクールカウンセラーの確保に努め，全公立小中学校にスクールカウンセラーを配置・派遣した。

児童生徒の心の問題や薬物乱用等の生徒指導上の課題，児童生徒を取り巻く環境の問題が複雑に絡み合っていることから，関係機関等とのネットワークを活用して，より一層の多様な支援を行う必要がある。

『県教育庁高校教育課』

スクールカウンセラーの配置により，学校で生徒・保護者・教員が専門家による相談を確実に受けられるようになっている。

スクールソーシャルワーカーの配置により，外部の関係機関と連携し，問題の解決を図るための相談体制が構築された。

教育に関する広範囲の相談に応じており，薬物乱用防止対策の役割も果たしているものと考えている。

スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーと教員が情報交換したり，外部機関との連携を円滑に進める体制を維持した。

3 関係資料

表 1-3-1 小学校・中学校のスクールカウンセラーの配置・相談状況

		学校数	相談件数	相談人数
H28 年度	小学校	262 校	21,679 件	24,191 人
	中学校	139 校	19,833 件	21,496 人
H29 年度	小学校	259 校	24,169 件	26,342 人
	中学校	137 校	19,920 件	21,591 人
H30 年度	小学校	250 校	23,388 件	25,748 人
	中学校	136 校	20,729 件	22,443 人
H31・R1 年度	小学校	249 校	23,336 件	25,038 人
	中学校	133 校	17,198 件	18,859 人
R2 年度	小学校	249 校	23,121 件	25,149 人
	中学校	133 校	16,682 件	18,571 人

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-2 教育事務所（地域事務所）専門カウンセラーの相談状況

	相談件数	相談人数
H28 年度	2,146 件	2,898 人
H29 年度	2,503 件	3,412 人
H30 年度	2,307 件	2,999 人
H31・R1 年度	2,100 件	2,457 人
R2 年度	1,739 件	2,313 人

出典：県教育庁義務教育課

表 1-3-3 過去 5 年のスクールカウンセラーによる相談件数，情報交換件数

	相談件数	情報交換
H28 年度	9,184 件	6,599 件
H29 年度	9,625 件	6,280 件
H30 年度	9,797 件	6,397 件
H31・R1 年度	10,541 件	6,430 件
R2 年度	10,102 件	6,775 件

出典：県教育庁高校教育課

第2章

基本目標2 薬物乱用者及びその家族への支援充実による再乱用防止の推進

薬物問題に不安を抱える人達への相談体制を充実し、不安を解消する。また、医療や各種支援体制を整備し、社会復帰のサポートを目的とする。

対策4 再乱用防止のため相談体制の充実強化と周知

1 個別目標と各種事業

個別目標

- ① 東北厚生局麻薬取締部の相談電話，警察の少年相談電話，精神保健福祉センター及び保健所の各相談窓口等，行政相談窓口の一層の周知徹底を図る。
- ② 民間団体等，より専門的な知識を持つ団体等との連携強化により相談体制を充実させる。

各種事業

- 【取組 4-1】薬物関係相談電話の利用促進
- 【取組 4-2】県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底
- 【取組 4-3】少年相談電話の周知と対応の充実
- 【取組 4-4】薬物関連相談窓口の周知と充実

2 施策の実施状況

【取組 4-1】 薬物関係相談電話の利用促進

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

【事業の概要】
相談体制の充実

【実施結果及び評価・考察】

電話相談は前年比 12 件減。
他機関においても同様の相談窓口が設置されているほか、麻薬取締部においても投書・インターネットホームページでも相談を受理しており、相談者がニーズにより使い分けられていることが推察できる。

【取組 4-2】 県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための相談電話の周知徹底

【機関名】 県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

県民からの薬物犯罪に関する情報提供や相談に適切に対応するための「相談電話」について、広報活動を通じて周知徹底を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県警ホームページ、ラジオ放送等、マスコミや広報媒体を通じて相談電話「銃器・覚醒剤 110 番」の広報を推進し、計 14 件の相談受理に至った。
相談電話の存在を広く県民に認知されるよう広報活動を継続して推進し、相談には真摯に対応する。

【取組 4-3】 少年相談窓口の周知と対応の充実

【機関名】 県警察本部少年課

【事業の概要】

少年相談窓口の一層の周知を推進し、薬物乱用に係る相談に対応するとともに、研修会や教養資材の発出等により警察職員全体の事態対処能力の向上を図る。

【実施結果及び評価・考察】

少年相談窓口については、警察ホームページ、各種広報資料への掲載等を通じて周知を図るとともに、非行防止教室、各種会議等を通じて周知徹底を図った。
少年相談窓口の周知が図られ、令和 2 年中の受理件数は 1,554 件であったが薬物乱用に関する相談はなかった。

【取組 4-4】 薬物関連相談窓口の周知と充実

【機関名】 県保健福祉部精神保健推進室，県保健福祉部精神保健福祉センター，
県保健所，県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『県保健福祉部精神保健推進室』

依存症関連問題を抱える当事者が健康的な生活を営むことができるよう，依存症関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援する。補助率 1/2，補助上限額 20 万円

『県保健福祉部精神保健福祉センター，各保健所，保健福祉部薬務課』

ホームページでの周知

相談窓口案内リーフレットの配布

【実施結果及び評価・考察】

『県保健福祉部精神保健推進室』

H29 年度から，NPO 法人仙台ダルク・グループが開催する薬物依存症対策フォーラムに対して補助を行い，普及啓発活動を支援しているが，R2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響によりフォーラム未開催。

民間団体の活動を支援することで，相談窓口の周知と充実に繋がるものと考えられるため，今後も継続していく。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

依存症相談について当センターホームページに掲載した。

大麻事犯が増加している為，大学生の周知に努め，県内の大学 8 ヶ所，専門学校 1 ヶ所にリカバリーカードを設置してもらい，普及啓発活動に努めた。

薬物相談件数は徐々に増加しており，来所相談数も増えている。

令和 2 年度の薬物に関する電話相談は 11 件，面接相談は延べ 36 件と前年度よりも増加している。

関係機関の紹介や市町村の広報誌，ホームページ等から繋がるケースが多い。周知活動の効果が出ていると考えられるため，今後も継続していく。

『各保健所，保健福祉部薬務課』

令和 2 年度の相談件数は 161 件であり，その約 69%は仙台市内の相談であった。薬物相談の内訳については，覚醒剤(38.5%)，麻薬(1.24%)，大麻(21.7%)，有機溶剤(16.1%)，その他(22.4%)の相談があった。

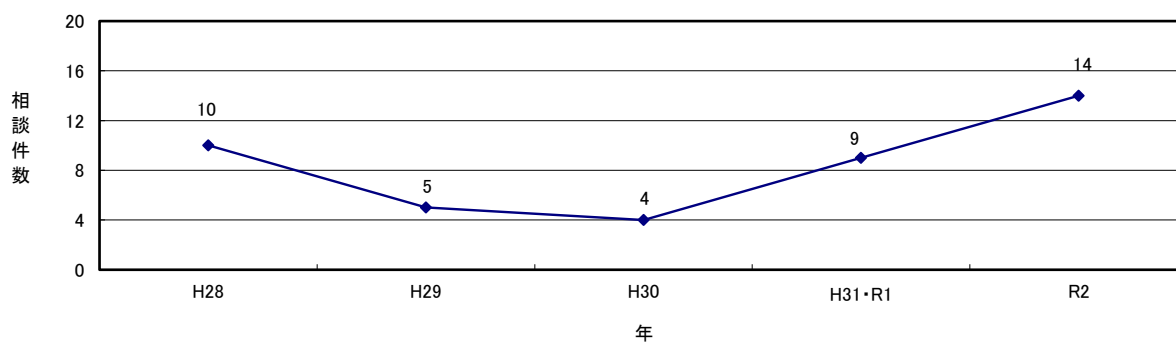
覚醒剤や大麻など法律で規制されている薬物については，東北会病院などの医療機関や仙台ダルク，アロー萌木等の民間団体に相談するケースが多いと思われ，これらの関係機関との連携を更に強化し，互いの強みを活かす体制を充実させていく必要がある。

3 関係資料

表 2-4-1 保健所及び精神保健福祉センター（仙台市含む）の相談状況

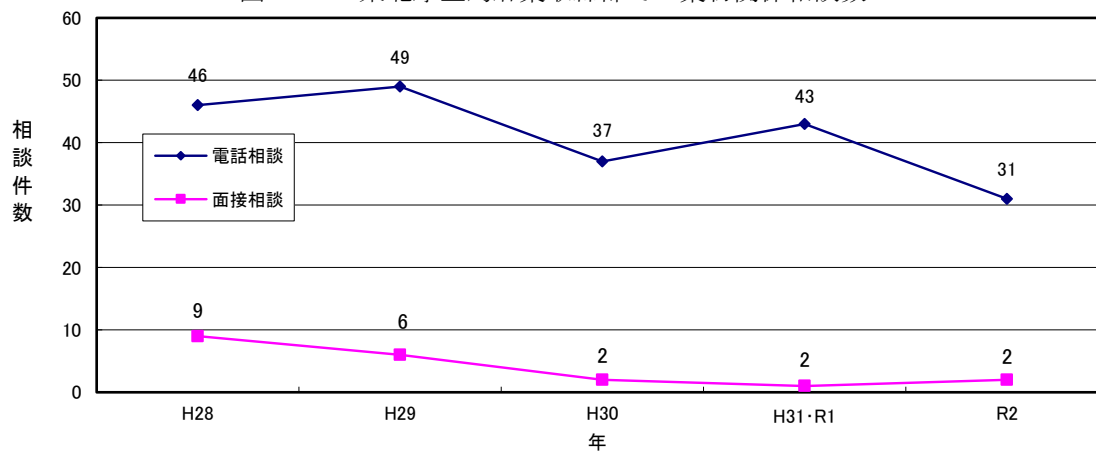
	保健所	精神保健福祉センター
H28 年度	45 件	27 件
H29 年度	52 件	31 件
H30 年度	84 件	38 件
H31・R1 年度	43 件	73 件
R2 年度	64 件	97 件

図2-4-1 県警察本部「銃器・覚醒剤110番」での相談数



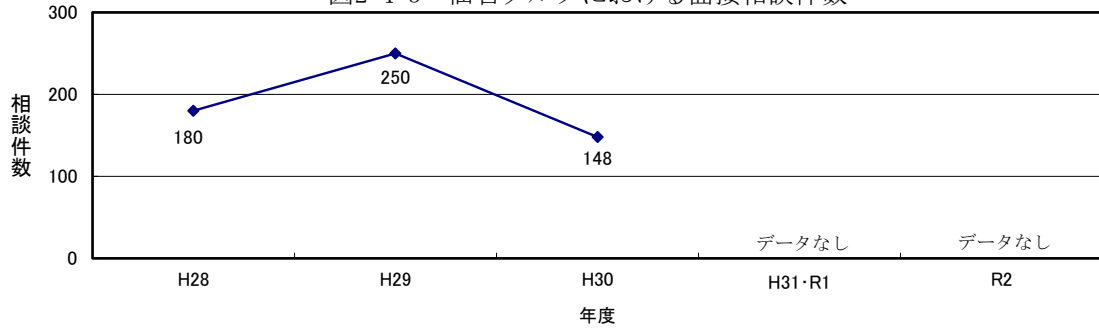
出典：県警察本部銃器薬物対策課

図2-4-2 東北厚生局麻薬取締部での薬物関係相談数



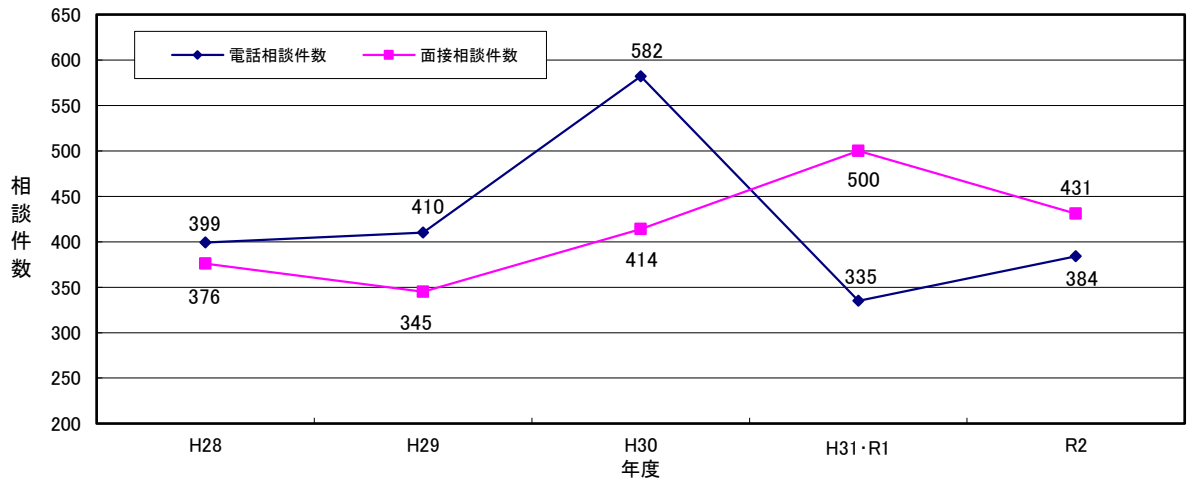
出典：東北厚生局麻薬取締部

図2-4-3 仙台ダルクにおける面接相談件数



出典：仙台ダルク ※H30年度：集計方法に変更有り

図2-4-4 アロー萌木における相談件数



出典：アロー萌木

対策5 薬物乱用者及びその家族への支援等

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 薬物依存の理解と薬物乱用者及びその家族の支援のための情報収集や研修会を開催する。 ② 保護観察所等の処遇機関で引受人会を開催し、薬物乱用に悩む家族を支援する。 ③ 薬物乱用者等の生活再建を図るため、就労支援や社会貢献活動、再乱用防止教育等を実施し、再乱用に陥らせないようにする。
各種事業
【取組 5-1】薬物依存に関する研修会等の開催 【取組 5-2】薬物依存に関する情報収集、調査等の実施及び情報提供 【取組 5-3】薬物事犯対象者の引受人会の充実 【取組 5-4】刑務所出所者等就労支援事業 【取組 5-5】立ち直り支援活動の推進 【取組 5-6】薬物依存者の家族支援の充実

2 施策の実施状況

【取組 5-1】 薬物依存に関する研修会等の開催
【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター
【事業の概要】 地域支援者を対象に、依存症支援に際して活用できるスキルの習得を目的として研修を行う。
【実施結果及び評価・考察】 依存症関連問題について、県外講師を招いての研修を予定していたが、コロナウイルス感染流行の為研修中止となっている。 今後も引き続き、地域支援者のスキル取得を目的とする研修について企画を行っていく。

【取組 5-2】 薬物依存に関する情報収集，調査等の実施及び情報提供

【機関名】 県保健福祉部精神保健福祉センター

【事業の概要】

依存症支援関係機関との意見交換，情報収集を行う。

【実施結果及び評価・考察】

医療・司法関係機関ほか，依存症支援に関わる民間団体等から意見を伺いながら，情報収集を行った。

単純猶予者への支援の充実を図るために，薬物依存症地域支援者ネットワーク連絡協議会」にて作成されたりカバーブックの一部修正に携わり，増刷されたりカバーブックを相談窓口の周知に活用した。関係機関と連携を図りながら，地域の課題やニーズ等の情報収集を行った。

【取組 5-3】 薬物事犯対象者の引受人会の充実

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物依存に関する治療の必要性について理解を深め，適切な関わり方を学びながら，薬物事犯対象者の家族等の負担感を軽減するほか，健全な生活を取り戻すことを目的として引受人会を開催する。

【実施結果及び評価・考察】

引受人会について集団で4回実施し，延べ37名が参加した。昨年同様，会場として保護観察所で実施したほか，仙台ダルク，宮城県精神保健福祉センターを会場として実施した。

引受人会の実施内容については，宮城県精神保健福祉センター，仙台市精神保健福祉センター，仙台ダルク，NA 仙台，東北会病院等関係機関・団体の協力を得て行った。

仙台ダルク，宮城県精神保健福祉センターを会場とすることで，引受人に対する薬物依存の理解が深められ，実際に相談につながった。関係機関の協力を得ながら実施することで地域の相談機関に引受人がつながる可能性が高くなると思われる。

【取組 5-4】 刑務所出所者等就労支援事業

【機関名】 宮城労働局

【事業の概要】

刑務所出所者等（刑事施設に収容されている懲役受刑者，禁固刑受刑者及び少年院の在院者）並びに更生保護法第48条又は売春防止法第26条第1項の規定による保護観察の対象者及び更生保護法第85条第1項の規定による更生緊急保護の対象者）の就労確保は，その改善更生を図り，再犯を防止する上で極めて重要であることから，矯正施設，保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し，就労支援事業を展開する。

【実施結果及び評価・考察】

矯正施設,更生保護機関及び職業安定機関等が連携を図りながら就労支援を実施した。特に矯正施設や保護観察所から依頼された「支援対象者等」に対しては,新型コロナウイルス感染拡大の影響により,就労支援の機会,希望する求人数が減少する中,個別担当者制による就労支援を実施した。令和2年度における支援対象者数は120名,就職者数は69名となっている。

今後も矯正施設,保護観察所及び職業安定機関等が密接に連携し,支援対象者等個々の状況に応じたきめ細やかな就労支援が重要と考える。

【取組 5-5】 立ち直り支援活動の推進

【機関名】 県保健福祉部社会福祉課, 県警察本部少年課, 県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『県保健福祉部社会福祉課』

福祉的支援を必要とする矯正施設出所予定者に対して相談支援を行う「地域生活定着支援センター」を設置し,社会復帰と地域生活への定着を支援した。

また,罪を犯した者を対象とした住居の確保に関する課題の調査及び,課題解決に向け「日常生活支援センター」を設置し,その実施結果を踏まえて支援のあり方を検討した。

『県警察本部少年課』

本県における刑法犯少年の再犯者率は3割前後であり,特に薬物乱用は依存性が高いことから,対象少年を発見した際は,本人や保護者に対し,積極的な働きかけを行い,社会貢献活動や農作業体験活動を実施し,少年の立場に立った継続的かつ効果的な立ち直り支援活動を推進する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係機関と連携を図り,立ち直り支援の環境を整えるほか,再乱用防止パンフレットを閲覧・配布するなどして,被疑者の再乱用防止を支援する。

【実施結果及び評価・考察】

『県保健福祉部社会福祉課』

「地域生活定着支援センター」

- ・ コーディネート業務 51人
- ・ 相談支援業務 21人

高齢又は障害を有するために福祉的支援を必要とする刑務所等の矯正施設退所予定者に対して,社会復帰と地域生活への支援を行うもので,事業の継続が必要と考えられる。

「日常生活支援センター」

- ・ 住居確保等に課題をもつ者及びその関係者に相談支援を行った。(60件)
- ・ 就労等の日中活動に結びついていない者等に居場所支援を行った。(延べ764人)
- ・ センターの利用者に対し,居場所提供支援効果検証のためのアンケートを実施した。(21名回答)

センター利用者に対するアンケート調査を実施した結果,「参加して良かった」との回答が約85%に上るなど,居場所支援の必要性が改めて示された。

『県警察本部少年課』

薬物事犯による非行少年のうち支援対象となる少年がいなかったことから、令和2年中における実施はなかった。

今後も、薬物事犯による少年の検挙に際し、立ち直り支援を念頭においた対処の推進を図る。

『県警察本部銃器薬物対策課』

保護観察所等と連携の上、立ち直り支援に従事したほか、執行猶予判決が見込まれる薬物乱用者に対し、再乱用防止パンフレットを閲覧・配付した。

立ち直り支援の重要性を認識し、関係機関と連携を図りながら活動を継続する。

【取組 5-6】 薬物依存支援者及び家族支援の充実

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、保健福祉部精神保健推進室、
県保健福祉部精神保健福祉センター

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』

薬物乱用者及びその家族への支援

『保健福祉部精神保健推進室』

依存症治療拠点機関として選定した東北会病院にコーディネーターを配置し、依存症患者及び家族等の支援等を実施する。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

依存症家族教室の開催。

依存症家族支援関係機関との意見交換や情報収集を行う。

SMARPP を活用した当事者支援プログラムを行う。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

平成 23 年 8 月以降、全国の麻取部において初犯者対象の再乱用防止プログラムを実施していたが、令和元年から同プログラムを基礎とした新体制による再乱用防止事業を開始した。

他地区の麻取部においては、PSW や臨床心理士を再乱用防止支援員として雇用、プログラムに当たらせるなど、随時内容の充実を図っている。

『保健福祉部精神保健推進室』

依存症患者や家族に対して、アセスメントや治療への動機付け、心理教育等を実施した。また、市町村や地域の医療機関職員等を対象に、依存症患者や家族の回復支援に係る必要な助言・指導等を行った。

本県における依存症の相談支援体制及び医療提供体制の整備につながるものと考えられる。

『県保健福祉部精神保健福祉センター』

依存症家族教室を年6回開催し、16家族が参加した。コロナウイルス感染流行に伴い、教室を中断する事もあったが、延べ51名の参加を得た。

依存症家族の支援を行う関係機関や依存症家族として活動する団体等との連携に努めた。

当事者支援プログラムを年10回実施。

依存症家族教室を開催し、16家族が参加した。また、新規参加者が増えていることは周知活動の効果と考えられる。引き続き家族支援の充実に努めていく。

「来たいけど知らないから来られない」人に情報が届くよう関係機関と連携しながら広報の工夫に努めていく。

対策 6 保護観察所等の処遇機関における指導・再乱用防止教育の充実強化

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 対象者への再乱用防止対策を一層充実し、再犯率を減少させる。 ② 更生保護に欠かせない保護司を確保育成する。 ③ 民間団体等と緊密なネットワーク体制を構築し、対象者への支援を充実させる。
各種事業
【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化 【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発 【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携 【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実 【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援 【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

2 施策の実施状況

【取組 6-1】 薬物事犯保護観察対象者等に対する処遇の充実強化
【機関名】 仙台保護観察所
【事業の概要】 薬物処遇ユニットを設置し、薬物事犯保護観察対象者等のアセスメントを行い、より適切な処遇を実施するほか、薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇を実施する。
【実施結果及び評価・考察】 薬物再乱用防止プログラムについて、仙台ダルク、アロー萌木の協力を得て、集団処遇を 22 回実施し、薬物事犯保護観察対象者 64 名が受講した。 薬物事犯保護観察対象者等の担当保護観察官と薬物処遇ユニットが連携し、より効果的な処遇を図った。また、一部猶予刑の対象者については、刑事施設在所中に面接を実施し、薬物再乱用防止プログラム受講の動機付けを行った。 薬物再乱用防止プログラムにおける集団処遇については、集団処遇を忌避する者も一定数存在する。男性の集団処遇の参加者が増加したため、年度途中で覚醒剤以外の薬物

の集団枠を作り実施したが、覚醒剤以外の者の割合は少ないため、集団規模が小さくなっていることが課題。薬物再使用による取消事案が統計上は多くなっているが、再使用に至らない期間を少しでも長くするための働きかけや処遇のありかたを検討し、今後もダルク等の協力を得ながらプログラムを効果的に実施していきたい。

【取組 6-2】 在所者に対する薬物乱用防止の啓発

【機関名】 仙台少年鑑別所

【事業の概要】

薬物問題に関する視聴覚教材及び関係図書を備え付け、在所者に薬物乱用防止の啓発を積極的に行っている。

【実施結果及び評価・考察】

計画的に関連視聴覚教材を放送し、感想文を書かせている。希望者には関連図書を貸し出している。

薬物使用歴のある在所者には、自身のこととして、薬物の問題を再認識する機会となり、使用歴のない在所者にとっても、薬物の恐ろしさを知る機会となっている。

【取組 6-3】 薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドラインを基にした関係機関との連携

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援について、共有すべき基本的な事項を定め、関係機関相互のより緊密な連携を図るため、協議会等を開催する。

【実施結果及び評価・考察】

「薬物依存症地域支援者ネットワーク協議会」を年間9回開催し、薬物依存のある刑務所出所者等に対する支援・連携の在り方を協議した。相談機関一覧を掲載したリカバリーカードを増刷した。同協議会の構成団体は19団体に拡大した。

コロナ禍ではあったが、ウェブ会議等を活用し、ほぼ毎月の協議会を開催してきた。会議体も大きくなってきているため、それぞれの機関の役割を明確にしながら、効果的な連携の在り方を模索し、事案に応じた円滑な協力体制を構築していきたい。

【取組 6-4】 更生保護施設等における薬物事犯対象者の処遇の充実

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

更生保護施設の一室を、自助グループのミーティング会場として提供し、薬物事犯対象者が地域の支援につながるような環境を整える。

【実施結果及び評価・考察】

更生保護施設に薬物事犯対象者を1名委託保護したほか、更生保護施設で開催する自助グループのミーティングに薬物事犯対象者21名が参加した。

更生保護施設を会場とする自助グループのミーティングは休日に開催されており、就労との両立を図る対象者の利用が増加しており、今後も同様に行っていきたい。

【取組 6-5】 薬物事犯保護観察対象者に対する就労支援

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

公共職業安定所及び就労支援事業所と連携して就労支援を実施し、適性を踏まえた就労と就労定着を促進する。また、薬物事犯保護観察対象者の意向を踏まえ、協力雇用主のもとへの雇用につなげる。

【実施結果及び評価・考察】

必要な者に対し早期に就労が実現するよう就労支援を働きかけた。

就労を継続している者が多いが、薬物依存からの回復を進めながら、就労継続をしているという現状を支援者側が理解をしながら、面接等によるきめ細やかな処遇が必要であると思われる。

【取組 6-6】 薬物依存回復訓練委託等の制度的枠組を活用した民間団体・関係機関等との連携強化

【機関名】 仙台保護観察所

【事業の概要】

薬物事犯保護観察対象者等に地域における必要な援助等を受けさせ、もって、その改善更生を図るため、民間支援団体における薬物依存回復訓練施設としての登録、委託を促進する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物依存回復訓練施設として2団体の登録を更新。薬物依存回復訓練の委託を行った薬物事犯保護観察対象者延べ56名がグループミーティングに参加した。

引続き、積極的に民間支援団体への薬物依存回復訓練の委託を行うことを積極的に検討し、薬物事犯保護観察対象者が地域支援につながるきっかけを作っていきたい。

3 関係資料

表 2-6-1 国内における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
保護観察終了者(人)	4,521	4,485	4,532	4,415	4,821
うち再犯を引き起こした対象者(人)	191	190	205	312	387
うち同種再犯を引き起こした対象者(人)	120	124	138	218	291
再犯者率(%)	4.2	4.2	4.5	7.1	8.0
同種再犯者率(%)	2.7	2.8	3.0	4.9	6.0

- 注 1 保護統計年報による。
 2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察に付される理由となった主な犯罪名又は非行名が覚醒剤取締法違反である者をいう。
 3 「再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。
 4 「同種再犯を引き起こした対象者」とは保護観察期間中、覚醒剤取締法違反の非行又は犯罪により、再処分に処せられた対象者をいう。
 5 「再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「期間中に再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。
 6 「同種再犯者率」とは、「保護観察終了人員」に対する「同種再犯を引き起こした対象者」の人員の比率である。

表 2-6-2 国内における覚醒剤事犯対象者(少年)の保護観察期間中の再犯者率等

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
保護観察終了者(人)	96	89	90	74	95
うち再犯を引き起こした対象者(人)	10	12	9	5	9
うち同種再犯を引き起こした対象者(人)	6	9	5	4	4
再犯者率(%)	10.4	13.5	10.0	6.8	9.5
同種再犯者率(%)	6.3	10.1	5.6	5.4	4.2

- 注 1 保護統計年報による。
 2 各用語の定義は、表 2-6-1 の注 2~6 に同じ。

表 2-6-3 本県における覚醒剤事犯対象者の保護観察期間中の再犯者率等

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
保護観察終了者(人)	47	48	37	40	49
うち再犯を引き起こした対象者(人)	1	3	2	5	6
うち同種再犯を引き起こした対象者(人)	1	3	0	5	6
再犯者率(%)	2.1	6.3	5.4	12.5	12.2
同種再犯者率(%)	2.1	6.3	0.0	12.5	12.2

- 注 1 仙台保護観察所の調査による。
 2 本表において「覚醒剤事犯対象者」とは、保護観察受理時に「覚醒剤事犯対象者」の類型に認定されたものをいう。
 3 「保護観察終了者」には、他庁への保護観察事件移送で終了した者を含まない。
 4 その他の用語の定義は、表 2-6-1 の注 3~6 に同じ。

第3章

基本目標3 指導取締り・水際対策の徹底

薬物のほとんどが外国から密輸されたものであるため、水際対策を強化するとともに県内での密売・不正流通を取り締まることを目的とする。

対策7 取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

1 個別目標と各種事業

個別目標
<ul style="list-style-type: none">① 密売組織の実態把握と取締りの強化，関係機関相互の情報共有を図る。② 末端乱用者に対する取締りを徹底し，需要の根絶を図る。③ 関係法令を駆使し，薬物犯罪収益の徹底した剥奪を推進する。④ 暴力団や外国人密売組織の関与する薬物犯罪の取締りを徹底し，壊滅を図る。⑤ 違法薬物等の供給遮断に努め，宮城県内から違法薬物に起因する健康被害をなくす。
各種事業
<ul style="list-style-type: none">【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明，情報収集及び取締りの徹底【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

2 施策の実施状況

【取組 7-1】 麻薬取締協議会等における関係機関との情報共有

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部

【事業の概要】

多角的な情報の交換・共有
取締関係の緊急問題の対応等協議

【実施結果及び評価・考察】

秋田県秋田市において北海道・東北管内の麻薬取締協議会を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症に関する「緊急事態宣言」が発令されたことを踏まえ、感染拡大防止のため書面開催とした。

本府省庁の資料を管内の検察庁、警察等の関係機関と情報共有することで、各機関の連携・協力の重要性についての共通認識が得られた。

【取組 7-2】 薬物密売組織の実態解明，情報収集及び取締りの徹底

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部，県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』
密売組織の壊滅による薬物供給遮断

『県警察本部銃器薬物対策課』

薬物密売組織の実態解明・壊滅に向けた情報収集及び取締りの強化を徹底する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

宮城県警察との合同捜査により，組織的な大麻事犯を摘発，組織構成員らを一斉検挙すると共に大麻約4kgほかを押収してその流通を阻止した。

他機関と合同することにより捜査情報が集約されたうえ，人員確保等体制が強化されたことから，より効果的かつ効率的な捜査が可能となり，結果，組織を壊滅に至らしめた。

『県警察本部銃器薬物対策課』

情報収集や突き上げ捜査を徹底し，密売組織の実態解明を図ったほか，組織壊滅に向け，各種捜査を推進した。

継続して他県警察や他の捜査・調査機関と連携した取締りを推進し，密売組織の壊滅を図る。

【取組 7-3】 末端乱用者の徹底検挙と環境浄化

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部, 県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』
末端乱用者の徹底検挙

『県警察本部銃器薬物対策課』
薬物末端乱用者の徹底検挙と密売組織の中枢に迫る捜査の推進

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』
密売人のみならず末端乱用者にかかる捜査も徹底, 宮城県警との合同捜査により, 末端乱用者を検挙した。
薬物犯罪撲滅には, 末端からの突き上げ捜査で上位者(密売人)を摘発するといった手法等によって需供関係を遮断, 薬物流通を阻止することが有効である。

『県警察本部銃器薬物対策課』
関係機関と連携し, 末端乱用者を徹底検挙したほか, 密売組織の壊滅に至った。
末端乱用者及び密売人の検挙を足掛かりとして, 薬物密売組織の実態解明・壊滅, さらに環境浄化に努める。

【取組 7-4】 暴力団犯罪検挙における余罪としての薬物犯罪検挙を念頭にした捜査の推進

【機関名】 県警察本部暴力団対策課

【事業の概要】

薬物事犯は, 暴力団組織の資金源となっている犯罪である。別事件で検挙した暴力団構成員及び準構成員等については, 余罪事件として薬物事犯の検挙を念頭に関係個所等の広範囲な捜索や採尿を実施し, 余罪事件として薬物事犯の検挙を図るとともに, 資金源封圧と組織弱体化を図るため, 銃器薬物対策課と連携して突き上げ捜査を推進し, 資金の流出経路等の実態解明に努める。

【実施結果及び評価・考察】

銃器薬物対策課との緊密な連携や薬物事犯以外で検挙した暴力団関係者の薬物依存の影響を見逃さず, 所持品の検査, 採尿および関係個所の捜索を実施することで余罪事件として薬物事犯を検挙し, 令和2年度の暴力団等犯罪の総検挙人員の概ね3割を薬物事犯として検挙し, 成果を挙げている。

余罪事件として薬物事犯の検挙を積極的に実施したことなどにより, 薬物乱用者の検挙, 供給の遮断など一定の成果が得られた。

【取組 7-5】 麻薬特例法及び組織犯罪処罰法等を積極的に活用した薬物犯罪収益の剥奪

【機関名】 仙台地方検察庁，東北厚生局麻薬取締部，県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

犯罪により生じた収益にかかる没収・追徴規定及びその保全制度を十分活用し，犯罪収益等の剥奪の徹底を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

密売組織の壊滅による薬物供給遮断

『県警察本部銃器薬物対策課』

没収保全命令の請求による犯罪収益の剥奪

【実施結果及び評価・考察】

『仙台地方検察庁』

捜査・公判において，裁判所に対して没収保全の請求をするなどし，確実に没収又は追徴の適用が可能となるように努めた。

引き続き，警察を始めとした関係機関と連携を図り，組織犯罪処罰法を適用して事件の処理前に裁判所に対して没収保全の請求を行うなど，犯罪収益剥奪の徹底を図る必要がある。

『東北厚生局麻薬取締部』

前年度実績なし。

犯罪収益の没収・追徴は，組織壊滅に極めて有効な手段であるため，捜査に活用すべきである。

『県警察本部銃器薬物対策課』

没収保全命令の請求は無かったものの，他機関と連携の上，課税通報を実施するなど，薬物犯罪収益の特定・剥奪に努めた。

薬物犯罪は暴力団などの犯罪組織の大きな資金源となっていることから，資金ルートの解明を図り，犯罪収益の剥奪を念頭においた捜査を推進する。

【取組 7-6】 不正大麻・けし撲滅運動

【機関名】 県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

栽培が禁止されているけしや自生あるいは乱用のために栽培されている大麻を撲滅するため，これらの不正大麻・けしの発見，除去を行うとともに，大麻やけしに関する正しい知識の普及のための広報啓発を行う。

【実施結果及び評価・考察】

毎年5月1日頃から7月中旬まで、不正大麻・けし撲滅運動を実施し、啓発活動を行っている。啓発活動として、各市町村や関係機関、関係団体に約2,200部のポスター、パンフレットを配布した。また、県内各地で自生した不正大麻けしを抜去処分した。植えてはいけないけしが自生していた場所の土地所有者に対しては、翌年以降けしが自生した場合速やかに抜去するように指導した。

抜去実績

	大麻	けし
H28年度	0本	5,157本
H29年度	0本	11,313本
H30年度	0本	5,942本
H31・R1年度	8本	7,217本
R2年度	21本	10,152本

【取組 7-7】 違法薬物の指導取締り強化

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県警察本部銃器薬物対策課、保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』
大麻事犯取締りの徹底

『県警察本部銃器薬物対策課』

危険ドラッグなどの違法薬物が県内に流入・蔓延しないよう関係機関と連携の上、指導取締りを強化する。

『保健福祉部薬務課』

関係機関と連携し、危険ドラッグ販売店の撲滅と県民の健康被害を防止するため、指導取締りを強化する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』

近年大麻事犯の検挙者が急増していることから、全国麻薬取締部がその取締りに重点を置いているところ、東北麻薬取締部においても東北管内各県警察との合同捜査により大麻栽培事犯を摘発、栽培中の大麻草405本等を押収した。

同事犯の摘発においては、東北管内の各県警察から多大な協力を得ている。

『県警察本部銃器薬物対策課』

危険ドラッグ販売店は一掃したものの、インターネットにより、海外から密輸等も可能なため、関係調査機関と連携の上、取締りを強化した。

事案の発生は無かったものの、今後の発生も予想されるため、関係機関と連携の上、取締りを継続する。

『保健福祉部薬務課』

危険ドラッグについては、医薬品医療機器等法の段階的な改正による規制強化や警察、厚生局麻薬取締部、都道府県の連携により、県内の販売店舗は平成 26 年度末時点、全国の販売店舗は平成 27 年時点で一掃されている。

【取組 7-8】 特定商取引法及び消費生活条例に基づく販売業者に対する監視等の強化

【機関名】 県環境生活部消費生活・文化課

【事業の概要】

消費者から寄せられる相談等情報をもとに、販売業者が特定商取引法や消費生活条例に違反していないか監視する。

また、薬物乱用対策に必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有する。

【実施結果及び評価・考察】

薬物乱用に係る相談や情報等はなかった。

消費者から寄せられる相談等情報に留意し、薬物乱用対策が必要な情報を覚知した場合は、関係機関と速やかに情報共有し、適切な対応に努める。

【取組 7-9】 宮城県指定薬物審査会の開催及び知事指定薬物の指定による規制の強化

【機関名】 保健福祉部薬務課

【事業の概要】

「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」第 13 条に基づき、興奮や幻覚等人体への精神毒性を有し、かつ、県内で現に濫用され、又は濫用されるおそれがある物質として知事指定薬物を指定する際に、宮城県知事指定薬物審査会を開催し、審査委員に知事指定の妥当性について意見を聴く。知事指定薬物の指定により、県内に危険ドラッグが流入するのを阻止する。

【実施結果及び評価・考察】

県では、平成 27 年 10 月に施行された「宮城県薬物の濫用の防止に関する条例」に基づき、これまで累計 48 物質を知事指定薬物として指定し、他県等からの薬物流入の抑止を図った。

今後も知事指定薬物として指定を積極的に行っている東京都や大阪府と連携し、迅速に知事指定薬物として指定を行い、危険ドラッグ流入の阻止を図っていく。

宮城県指定薬物審査会開催状況

開催年度	知事指定薬物数
H28 年度	14 物質
H29 年度	11 物質
H30 年度	2 物質
H31・R1 年度	3 物質
R2 年度	6 物質

3 関係資料

表 3-7-1 国内における覚醒剤事犯の検挙件数・人員数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
件数(件)	15,374	14,496	14,289	12,155	12,292
人数(人)	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654

出典：警察庁，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-2 国内における覚醒剤以外の薬物事犯検挙人員数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
大麻事犯(人)	2,722	3,218	3,762	4,570	5,260
麻向法事犯(人)	505	505	528	558	638
あへん事犯(人)	7	12	2	2	15

出典：警察庁，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

注1 「麻向法」とは，麻薬及び向精神薬取締法のことである。

表 3-7-3 国内における薬物押収量

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
覚醒剤(kg)	1,521.4	1,136.6	1,206.7	2,649.7	824.4
乾燥大麻(kg)	159.7	270.5	337.3	430.1	299.1
大麻樹脂(kg)	1.0	21.9	3.1	14.8	3.6
コカイン(kg)	113.3	11.6	157.4	639.9	821.7
ヘロイン(kg)	0.0	70.3	0.0	16.7	14.8
あへん(kg)	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0
MDMA等錠剤型合成麻(錠)	5,122	3,244	12,307	73,915	106,308

出典：警察庁，財務省，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-4 国内における覚醒剤事犯検挙人員に占める暴力団関係者数

	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
検挙人員(人)	10,607	10,284	10,030	8,730	8,654
暴力団関係者数(人)	5,114	4,796	4,687	3,777	3,592
構成比(%)	48.2	46.6	46.7	43.3	41.5

出典：警察庁，厚生労働省，海上保安庁（厚生労働省集計）調べ

表 3-7-5 本県における薬物事犯別検挙人員数

薬物名	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
覚醒剤	124	137	90	89	100
大麻	18	33	50	48	61
不正けし	0	0	0	0	0
麻薬	5	9	15	9	5
シンナー・トルエン	3	4	9	2	4
向精神薬	1	12	0	0	0
指定薬物	9	2	2	0	0

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部（県薬務課集計）調べ

表 3-7-6 本県における薬物別事犯検挙件数

薬物名	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
覚醒剤	187	190	138	130	150
大麻	26	36	71	67	72
不正けし	0	0	0	0	0
麻薬	4	11	13	14	4
シンナー・トルエン	3	7	9	4	4
向精神薬	1	5	0	0	0
指定薬物	8	6	2	0	0

出典：東北厚生局麻薬取締部・県警察本部銃器薬物対策課・宮城海上保安部（県薬務課集計）調べ

表 3-7-7 本県における薬物別押収量

薬物名	H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
覚醒剤 (g)	38.296	72.348	100.794	71.294	1,051.718
覚醒剤水溶液 (mL)	0	238	0	0.3	0
乾燥大麻 (g)	147.584	865.964	67.608	1,831.0969	4,073.942
大麻樹脂 (g)	0.02	0	2.73	21.653	0.393
大麻草 (本)	4	6	22	5	295
大麻草 (g)	0	0	0	278.952	194.600
ヘロイン (g)	0	0.98	0	0	0
MDMA (錠, g)	0	6.99g	2錠	41錠	14錠
LSD (g)	0	1	1	17	17
向精神薬 (cap・錠)	23錠	0	500cap	0	0
指定薬物 (g, ml, 個, 錠)	159.264g 0ml 0個, 0錠	192.759g 0ml 0個, 0錠	36.51g 0ml 4個, 4錠	50.65g 0ml 0個, 0錠	26.49g 0ml 0個, 0錠

出典：東北厚生局麻薬取締部，県警察本部銃器薬物対策課，宮城海上保安部，
横浜税関仙台塩釜税関支署，横浜税関仙台空港税関支署（県薬務課集計）調べ

表 3-7-8 本県における薬物別事犯検挙人員に占める暴力団関係者数と割合

		H28年	H29年	H30年	H31・R1年	R2年
覚醒剤	検挙人員（人）	124	137	90	89	100
	暴力団関係者数（人）	65	67	49	61	57
	構成比（％）	52.4	48.9	54.4	68.5	57
大麻	検挙人員（人）	18	33	50	48	61
	暴力団関係者数（人）	3	3	9	7	6
	構成比（％）	16.7	9.1	18.0	14.6	9.8
麻薬	検挙人員（人）	5	9	7	9	5
	暴力団関係者数（人）	1	0	0	0	0
	構成比（％）	20.0	-	-	-	-

出典：東北厚生局麻薬取締部， 県警察本部銃器薬物対策課， 宮城海上保安部（県業務課集計）調べ

対策 8 正規流通麻薬等の適正な管理

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 麻薬業務所に対する年間立入検査率を 35%以上とし、医療用麻薬、向精神薬等の適正管理を徹底させる。 ② 国と県は一層連携し、正規流通麻薬の適正な管理について、医療機関等に対し指導・監督していく。 ③ 麻薬、向精神薬等の適正使用推進のための研修会等を通じて、法令違反を防止する。
各種事業
【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導 【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

2 施策の実施状況

<p>【取組 8-1】 麻薬、向精神薬等の違法流出防止及び有益性活用のための監視・指導</p> <p>【機関名】 東北厚生局麻薬取締部、県保健福祉部薬務課</p> <p>【事業の概要】 『東北厚生局麻薬取締部』 麻薬等の適正管理の徹底による有益性の活用と不正流出防止</p> <p>『県保健福祉部薬務課』 麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法等に基づき、医療機関等の立入検査を実施し、麻薬等の譲受け・譲渡し等について必要な監視を行うとともに、適切な保管、管理指導を行う。</p> <p>【実施結果及び評価・考察】 『東北厚生局麻薬取締部』 管内各県の麻薬取締員と合同して麻薬等取扱施設の立入検査を実施した。 麻薬等の流通監視を徹底し、取締員等と連携して悪質な事案には厳密に対処しているほか、違反・事故予防のため、医療機関に対し、適宜注意喚起している。</p>

『県保健福祉部薬務課』

麻薬及び向精神薬取締法，覚醒剤取締法等に基づき，関係業務所等の立入検査を実施し，麻薬等の不正使用等の防止に努めた。

令和2年度の麻薬業務所数は1,776件で，立入検査実施業務所数は652件であった。年間立入検査率は，36.7%であり，目標の35%を上回った。違反を指摘された麻薬業務所は51件と，平成31年度・令和元年度の1.3倍であった。

今後は医療用麻薬の他，向精神薬等についても，関係業務所に対し，適切な保管，管理指導を行う。

	麻薬業務所数（件）	立入検査実施業務所数（件）	年間立入検査率（%）
H28年度	1,705	672	39.4%
H29年度	1,739	674	38.8%
H30年度	1,766	627	35.5%
H31・R1年度	1,744	652	37.4%
R2年度	1,776	652	36.7%

【取組 8-2】 医療用麻薬等の適正使用に向けた情報提供

【機関名】 東北厚生局麻薬取締部，県保健福祉部薬務課

【事業の概要】

『東北厚生局麻薬取締部』
研修会等の実施

『県保健福祉部薬務課』

医師，獣医師，薬局，医療機関等を対象とした研修会の開催や，各団体からの講師依頼に基づき，麻薬等の適正使用について，引き続き周知する。

【実施結果及び評価・考察】

『東北厚生局麻薬取締部』
医療機関の立入検査において麻薬等の適正使用にかかる情報を発信した。
事故を未然に防ぎ，国民に最適な医療を提供するためにも正確な情報提供が重要である。

『県保健福祉部薬務課』

毎年，麻薬を取り扱う医療機関等からの講師依頼に基づき，医療用の麻薬や向精神薬，覚醒剤原料の適正使用や事故事例について講演を実施しているが，令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から実施できなかった。

麻薬の取扱量が多い業務所などに対して積極的に研修を行う他，ホームページ等を活用した情報提供などにより，医療用麻薬や向精神薬等の適正使用の徹底を図ることとする。

3 関係資料

表 3-8-1 国内における麻薬の盗難，所在不明件数 ※集計中

	H28 年	H29 年	H30 年	H31・R1 年	R2 年
盗 難	8	12	5	3	
所在不明	318	257	331	295	

出典：麻薬・覚醒剤行政の概要

表 3-8-2 国内における向精神薬の盗難，所在不明詐取件数 ※集計中

	H28 年	H29 年	H30 年	H31・R1 年	R2 年
盗 難	22	20	22	22	
所在不明	23	23	31	25	
詐 取	32	67	46	53	

出典：麻薬・覚醒剤行政の概要

表 3-8-3 本県における麻薬の盗難，所在不明件数

	H28 年	H29 年	H30 年	H31・R1 年	R2 年
盗 難	0	1	0	0	0
所在不明	7	5	3	2	0

出典：県保健福祉部薬務課

対策 9 水際対策の徹底

1 個別目標と各種事業

個別目標
① 入管法に基づく薬物関係外国人の強制退去，偽変造旅券等対策の厳格かつ的確な実施により薬物密輸入を阻止する。 ② 関係機関の連携強化を図る。 ③ 海上・沿岸，空港等の監視体制の強化及び取締りを徹底する。
各種事業
【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実 【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施 【取組 9-3】 関係機関の連携強化 【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集，中型監視艇等を活用した取締りの徹底 【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り，貨物検査の強化 【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集，不正薬物密輸事件等の分析 【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動

2 施策の実施状況

【取組 9-1】 出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制事由に該当する外国人に関する関係機関からの通報に係る対応体制の充実
【機関名】 仙台出入国在留管理局
【事業の概要】 覚醒剤取締法等の薬物関係法令違反により有罪判決が確定した外国人については，出入国管理及び難民認定法第 24 条第 4 号チに規定する退去強制事由に該当し，判決確定後速やかに退去強制手続を行う必要があることから，これら外国人に関する関係機関からの通報に係る連絡・対応体制の充実等，更なる連携強化を図る。
【実施結果及び評価・考察】 令和 2 年度は，新型コロナウイルス感染症の影響により，宮城県が主催する各種連絡

協議会及び関係会議等の実施もなく、各関係機関との更なる連携強化を図れる状況下にはなかったが、これまでに通報受理体制が確立されていたこともあり、薬物関係法令違反で退去強制事由に該当した外国人に係る退去強制手続に大きな支障はなかった。

今後も継続して各関係機関との連携を強化するよう努め、厳格かつ円滑で、確実な退去強制手続の遂行を継続して図っていく必要がある。

【取組 9-2】 個人識別情報を活用した入国審査及び偽変造文書対策等の厳格かつ的確な実施

【機関名】 仙台出入国在留管理局

【事業の概要】

県内空海港において、個人識別情報（指紋及び顔写真）を活用した厳格な出入国審査を実施するとともに、旅券等の鑑識を実施し、偽変造旅券等を行使して不法に入国しようとする薬物関係外国人の入国を水際で防止する。

【実施結果及び評価・考察】

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内空海港における旅客便は運航中止となったことから、薬物事犯に係る外国人の上陸拒否事例及び偽変造文書行使事案の発生はなかった。

新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、旅客便の運航が再開されると思われるところ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催も見据え、関係機関と連携の上、引き続き厳格かつ的確な入国審査を実施する必要がある。

【取組 9-3】 関係機関の連携強化

【機関名】 仙台地方検察庁、横浜税関仙台塩釜税関支署、横浜税関仙台空港税関支署、東北厚生局麻薬取締部、宮城海上保安部、県警察本部銃器薬物対策課

【事業の概要】

『仙台地方検察庁』

関係機関主催の協議会等に参加し、情報の交換を行う。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流、密輸入対策会議の開催、研修への相互派遣及び密輸入を想定した合同取締訓練を実施する。

また、関係機関との現場レベルでの情報交換の一層の推進、共同で行う船舶に対する検査、張り込み、調査等の連携強化を図る。

『横浜税関仙台空港税関支署』

薬物取締に関する意見交換や連絡体制をについて意識合わせを行うなどして、関係取締機関との連携強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

協力体制の構築

『宮城海上保安部』

仙台塩釜港及び石巻港の入港する外国船舶に対し、関係取締機関と連携して、綿密な立入検査を実施することにより、本邦への薬物等の密輸を未然に防止する。

『県警察本部銃器薬物対策課』

関係する都道府県警察や取締機関と連携し、薬物密売組織の実態解明と取締り、水際対策を強化する。

【実施結果及び評価】

『仙台地方検察庁』

各種協議会に参加し、関係機関と積極的に情報交換を行った結果、情報の共有を図ることができた。

引き続き、各種協議会等に参加して関係機関と情報交換等を行い、連携を密にし、適切な捜査・公判の遂行について協力を得られるように努める必要がある。

『横浜税関仙台塩釜税関支署』

関係機関との人事交流及び情報共有を図った。

新型コロナウイルスの感染防止の観点から共同での訓練や検査等の実施はできなかったが、今後も継続的な人事交流や情報共有を実施し、連携強化を図る。

『横浜税関仙台空港税関支署』

東京オリ・パラの開催等もふまえ、関係取締機関と薬物取締に関する意見交換を行うとともに、連絡体制について意識合わせを行い連携強化を図ることができた。

不正薬物の水際取締を強化するには関係取締機関との連携が重要であることから、今後も継続して連携の強化を図る。

『東北厚生局麻薬取締部』

毎年開催されている北海道・東北麻薬取締協議会や税関等関係機関主催の会議が新型コロナウイルス感染症蔓延の状況から書面開催となったが、情報交換を行うことで連携の強化を図った。

国際性・組織性といった特色を持つ薬物犯罪を効果的に取り締まるには、各機関の連携・協力が不可欠である。

『宮城海上保安部』

新型コロナウイルス感染防止の観点から、同ウイルスに留意しつつ立入検査を実施し、各関係機関との情報共有を密にすることで、本邦への薬物等の密輸を防止し、水際対策の徹底を図った。

関係機関との連携強化を図ることで、一定の抑止効果があった。また、薬物等の事犯摘発には関係機関との連携強化が重要であることから積極的に情報交換を実施し、強固な連携の維持に努める。

『県警察本部銃器薬物対策課』

各捜査・調査機関と合同・共同捜査を展開し、多数の薬物密売事件被疑者を検挙した。

今後も各捜査・調査機関と連携を密にし、情報共有の上、水際対策を推進する。

【取組 9-4】 漁協等に対する洋上取引等の情報収集，中型監視艇等を活用した取締りの徹底

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署

【事業の概要】

不正薬物等の洋上取引対策として，県内の各漁協等関係者に，税関の不正薬物等に関する取締り等の取組みを周知し，理解を得ることで情報収集の強化を図る。

また，中型監視艇を使用した洋上巡回，取締り，各漁港等への陸上巡回・取締りを強化し，密輸入防止強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

県内の各漁業関係者に情報提供依頼パンフレットを配布し，税関の取締りに対する理解を深めてもらうとともに，密輸情報提供依頼を行った。

また，中型監視艇による漁港周辺海域に対する海上巡回及び車両による漁港巡回並びに情報収集を実施した。

情報提供依頼及び海上及び陸上巡回による取締りを実施したことにより，更なる情報の提供及び通報体制の強化が図られた。

【取組 9-5】 港湾関係者からの情報及び事前情報に基づく取締り，貨物検査の強化

【機関名】 横浜税関仙台塩釜税関支署

【事業の概要】

港湾関係者に対して情報提供依頼を行い，入手した情報及び事前情報に基づく貨物検査の強化を図る。

【実施結果及び評価・考察】

港湾関係者からの密輸情報はなかったが，事前情報に基づく貨物検査を強化した。

不正薬物に関する情報はなかったが，事前情報に基づく検査の強化を行ったほか，港湾関係者に対し，不正薬物の国内流入阻止の必要性を訴えることができた。

【取組 9-6】 航空関係者からの情報収集，不正薬物密輸事件等の分析

【機関名】 横浜税関仙台空港税関支署

【事業の概要】

航空関係者から情報収集を行うとともに不正薬物密輸入事件の分析を行い，分析結果に基づいた効果的な水際取締りを実施する。

【実施結果及び評価・考察】

窓口訪問や会議等の機会を利用し，エアライン等の関係者から情報収集を行った。

過去の摘発事例や他空港の密輸入事件を参考に，注意すべき手口や傾向などの分析を行った。

効果的な水際取締りを行うには，情報の収集・分析に基づいた取締りが不可欠であり，今後も情報収集・分析とそれに基づいた水際取締りを継続していく。

【取組 9-7】 海事関係者に対する指導・啓発活動

【機関名】 宮城海上保安部

【事業の概要】

フェリー乗組員等の海事関係者に対し、危険ドラッグ等の薬物が人体に及ぼす影響や、船内における乱用者への対応に関する講習会を実施すると共に、情報提供を呼びかけ、薬物事犯の対応に万全を期す。

【実施結果及び評価・考察】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、フェリー乗組員等の海事関係者に対する講習会は実施できなかったものの、不審事象発見時の情報提供の呼びかけをすると共に、旅客ターミナルにおける警戒を実施した。

過去、フェリー乗組員からの情報を端緒として、薬物の摘発に至った事例もあり、引き続き海事関係者に対する指導、啓発活動等を実施し、薬物事犯の対応に万全を期す。

宮城県薬物乱用対策有識者会議設置要綱

(設置)

第1 県内における薬物乱用対策の推進に当たり、広く県民の意見を反映させるため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年条例第69号）第12条に規定される組織として、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等で構成する宮城県薬物乱用対策有識者会議（以下「有識者会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 有識者会議は、次に掲げる事項について協議及び助言を行うものとする。

- (1) 宮城県薬物乱用対策推進計画に関すること。
- (2) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織等)

第3 有識者会議は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、県民、医師、学識経験者、事業者、民間団体等のうちから知事が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4 有識者会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、有識者会議の事務を総括し、有識者会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて有識者会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6 有識者会議の庶務は保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年2月9日から施行する。

宮城県薬物乱用対策有識者会議委員

氏 名	職 名
青柳 勉	宮城県保護司会連合会事務局長
飯室 勉	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ 仙台ダルク代表
石川 達	医療法人東北会 東北会病院理事長
石橋 美幸	公募委員
金井 嘉宏	東北学院大学教養学部准教授
北村 哲治	一般社団法人宮城県薬剤師会副会長
佐竹 節子	特定非営利活動法人仙台ダルク・グループ アロー萌木 非常勤相談員 (元施設長)
平吹 淳	宮城県 PTA 連合会副会長
前田 誓也	仙台弁護士会 弁護士

(五十音順, 敬称略)

宮城県薬物乱用対策推進本部設置要綱

(設置)

第1 薬物乱用対策について、関係行政機関相互間の緊密な連携を図り、総合的かつ積極的な薬物乱用対策を推進するため、また、宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第12条に規定される組織として、宮城県薬物乱用対策推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(任務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項について検討、審議し、その推進を図ることを任務とする。

- (1) 薬物の乱用対策の総合的な施策に関すること。
- (2) 宮城県薬物乱用対策推進計画の策定、推進及び進行管理等に関すること。
- (3) その他薬物乱用対策に関すること。

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事の職にある者を、副本部長は保健福祉部長及び県警察本部長の職にある者を、本部員は別表1に掲げる職にある者に委嘱し又は充てる。

(推進本部の運営)

第4 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて召集し、その議事を主宰する。

4 本部長は、必要があると認めるときは、本部構成員以外の者に対し会議への出席を求めることができる。

(幹事)

第5 推進本部にその任務を分掌させるため、幹事を置く。幹事は関係行政機関の職員で本部長の指名した職にある者とする。

(事務)

第6 推進本部の事務は県保健福祉部薬務課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和48年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月2日から施行する。

附 則
この要綱は、令和3年7月21日から施行する。

別表 1

宮城県薬物乱用対策推進本部員

	職 名
本部長	宮城県知事
副本部長	宮城県保健福祉部長
〃	宮城県警察本部長
本部員	仙台少年鑑別所長
〃	仙台保護観察所長
〃	仙台出入国在留管理局長
〃	仙台地方検察庁刑事部長
〃	横浜税関仙台塩釜税関支署長
〃	横浜税関仙台空港税関支署長
〃	東北厚生局麻薬取締部長
〃	宮城労働局雇用環境・均等室長
〃	宮城海上保安部長
〃	宮城県総務部私学・公益法人課長
〃	宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課長
〃	宮城県環境生活部共同参画社会推進課長
〃	宮城県環境生活部消費生活・文化課長
〃	宮城県保健福祉部社会福祉課長
〃	宮城県保健福祉部精神保健推進室長
〃	宮城県保健福祉部薬務課長
〃	宮城県精神保健福祉センター所長
〃	宮城県立精神医療センター院長
〃	宮城県教育庁義務教育課長
〃	宮城県教育庁高校教育課長
〃	宮城県教育庁保健体育安全課長
〃	宮城県教育庁生涯学習課長
〃	宮城県警察本部生活安全部長
〃	宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課長
〃	宮城県警察本部生活安全部少年課長
〃	宮城県警察本部刑事部長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局暴力団対策課長
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課長
〃	仙台市健康福祉局保健所健康安全課長

別表 2

宮城県薬物乱用対策推進本部幹事

	職 名
幹事	宮城県保健福祉部薬務課総括課長補佐
〃	宮城県警察本部刑事部組織犯罪対策局銃器薬物対策課銃器薬物捜査指導官
〃	宮城県保健福祉部薬務課監視麻薬班長